

(第一類 第九号)

第七十二回国会 商工委員会 議 録 第三十五号

(五五三)

昭和四十九年五月十五日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 板川 正吾君

理事 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 越智 通雄君

理事 木部 佳昭君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 橋口 進君

理事 前田治一郎君

理事 山崎 拓君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 山崎 始男君

理事 荒木 宏君

理事 米原 昶君

理事 松尾 信人君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

科学技術庁原子

力局長

環境庁水質保全

局長

工業技術院長

資源エネルギー

庁長官

資源エネルギー

庁公益事業部長

委員外の出席者

左藤 惠君

武藤 嘉文君

中村 重光君

稲村 利幸君

小川 平二君

柏谷 茂君

小山 省二君

島村 一郎君

戸井田三郎君

丹羽喬四郎君

八田 貞義君

松永 光君

岡田 哲児君

加藤 清二君

佐野 進君

渡辺 三郎君

野間 友一君

近江巳記夫君

玉置 一徳君

中曾根康弘君

生田 豊朗君

森 整治君

松本 敬信君

山形 栄治君

岸田 文武君

十一回国会開法第二一七号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

はかに質疑の申し出がないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○濱野委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

○濱野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○濱野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 第七十一回国会内閣提出、発電用施設周辺地域整備法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がございませんので、順次これを許します。稲村佐四郎君。

○稲村(佐)委員 発電用施設周辺整備法案につきまして、選挙区に電源立地対象地点を持つ議員といたしまして、大臣並びに関係当局にお伺いしたいと思存いたします。

この法案は、昨年の四月四日、七十一国会に提案されておりますが、今国会において内閣修正が行なわれましたが、その理由またその経緯、法案提出の背景として電力需給の実態と今後の見通し、すなわち電力需要の実績及び今後の伸びの想定並びに電力供給体制の現状、将来計画について、まずエネルギー庁長官にお伺いいたします。

○山形政府委員 御存じのとおり、電力は国民生活及び経済活動にとりまして不可欠のものでございます。しかしながら近年、電源立地地点におきまして、いろいろと立地上の困難が起こっております。この御存じのとおりと思存しております。このままではますます需給関係に非常に問題が生ずるといふことは歴然としたところと思存しております。この点から電源開発は緊急の課題となつてきておるわけでございます。

このような状況を踏まえて、さきの第七十一国会に発電用施設周辺地域整備法案を提出いたしましたわけでございますけれども、御存じのとおり、その後石油危機が起こりまして、この石油危機の反省を含めまして、国産エネルギーでございます水力、地熱それから華国産エネルギーでございます原子力発電、この辺の活用を大いにはかるという必要性がより一層増大いたしましたわけでござい

ます。前の七十一国会の場合には水力等を対象としておらなかつたわけでございますけれども、そういう観点から、今回電源開発の範囲を拡大してこの緊急事態、これから考えられます不測事態等に対応する必要性を補充するということになったわ

けであります。

そこで、電源立地に関します対策を強化いたしますために、今回国税としての目的税を創設いたしました。これを財源にこれらの事業に関する経理を明確にするため特別会計を新設するというようなことで、この発電の増強といえますが、発電用施設周辺地域の整備をより一層内容を強化して行なうというのが妥当であるというのが今回の修正の趣旨でございます。

それから、今後の電源開発の動きといえますが、需給の長期見通しにつきましては、なかなか推定もむずかしいわけでございますけれども、おそらくわが国の電力需要は国民生活の向上を中心にいたしまして今後とも相当の伸び率が考えられるのではないかと考えております。

ちなみに、国民生活関係の電力需要というのは、ここ数年で非常に大きな伸びを示しておるわけでございまして、特に夏のピークの最大需要電力につきましては非常に伸び率が高いわけでございます。

ちなみに、昭和四十八年度の最大需要電力につきましては、六千六百九十七万キロワットであつたわけでございまして、現在の想定では五十三年度にはその約一・六倍ぐらい、すなわち一億六千五十九万キロワットになるということも想定されておるわけでございます。しかしながら、一方電源の立地は遅々として進んでおりませんで、四十八年度におきましては、電源開発調整審議会におきまして目標とされました新規規模千六百万キロワットに対して、その実行率はわずか四四％にとどまつておるわけでございます。この辺の事情を前提にいたしまして、今後供給予備力がマイナスになるということも世間でよくいわれておるわけでございますが、そういうことになりますと、国民生活及び経済活動が大混乱におちいる可能性があります。先ほど申し述べましたような趣旨にかんがみまして周辺地域の整備の範囲を拡大し、ぜひ公害問題、安全問題を強化することを前提にしながらわが国における電源開発

を促進するのが本法案提案の趣旨でございます。

○稲村(佐)委員 発電所建設を促進するというためにこの法案は確かに必要であるということがよくわかります。しかしながら、原子力、火力発電の場合は安全、公害問題の解決がより重要であり、先決問題であるということは言うまでもないと思ひます。私はこの問題に関しまして、この法案は、安全、公害問題をないがしろにしておる、俗にいうところの札束法案、金で地域住民を懐柔しようとするもので本末転倒であるというように意見も聞くところがあるわけであります。そういう意味で、政府としてはこれはどのように考えておるのか、ほんとうは大臣に聞きたいのですが、おられませんか。山形さんからお答えいただきたい。

○山形政府委員 電源開発の推進にあたりましては、いま先生の御指摘のとおり、安全性の確保と環境の保全がきわめて重要であると同時に大前提であるわけでございます。今後ともこの辺の対策の十全を期するというのがまず大前提であらうと考えておるわけであります。具体的に申し上げますと、火力及び原子力発電の設置にあたりましては、通産省といたしましては、環境審査顧問の意見を十分に尊重しながら厳重な審査を行なうのは当然でございますが、特に原子力発電所につきましては、科学技術庁のほうの原子炉等規制法及び電気事業法に基づきまして審査、検査を行なつておるわけでございます。また、定期的な検査も当然行なつておるわけでございまして、この検査にあたりましては、わが国の最高權威を集めました原子炉安全専門審査会の活用をはかつておるわけでございます。いま御指摘の、この法案は施設を整備することにあって、環境問題、安全問題をあと回ししておるのではないかと御意見が地元の一部にあるやにお話ございましたけれども、われわれといたしましてはそういうことはございませんで、むしろ安全、公害問題が最優先であつて、その観点からの地元の要望をむしろ最優先に取り上げてまいりたい。この環境、安全の対

策と、それから地元の周辺地域におきます公共施設の整備、それに伴う地元の福祉の向上、この二つはいわば車の両輪ということで、総合的にこれを推進いたすことによりまして今後の電源開発対策を進めてまいりたいという考えでございます。○稲村(佐)委員 山形長官にお願ひしたいのですが、できるだけ簡単に短くひとつお願いいたします。電力需給が逼迫しておるのは発電所建設ができておるためであるということは明らかであり、これはもう電網整備の決定がありながら、これがおくれている地点が幾つかあるわけですね。なぜおくれしておるのかという問題についてちよつと簡単に説明をお願いしたいと思います。

○山形政府委員 いま御指摘の現在おくれしておりますのは、火力と原子力を含めまして五地点でございまして、規模は三百五十万キロワットにのびつておるわけでございます。

この原因につきましては、いろいろな原因がございまして、最も大きなものは環境及び安全に対しまして地元住民の不安感でございます。火力におきまして大気汚染問題、温排水問題、原子力発電所におきまして安全性及び温排水問題があげられるわけでございますが、一方におきまして、地元に対して何の直接的なメリットもないということも一つの大きな原因になっておるのも確かでございます。

○稲村(佐)委員 発電所建設が一部の反対で難航しておるわけですが、この法案はいかなる角度からこの解決をはかろうとするのか、これをひとつお伺ひしたいと思います。

○山形政府委員 これにつきましてはいまもちょっと触れましたように、安全、環境問題につきましても、まず地元の十分な御理解を得ることが先決だと思つておるわけでございますが、反面地元におきまして何のメリットもないという不満も非常に高まつておりまして、各市町村それから県のはうから、強く本法案のような公共施設の整備に伴う地元の福祉の向上をはかつてもらいたいという要望もございまして、両々相まちなしてこれから進

めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○稲村(佐)委員 科学技術庁にまず原子力関係の安全問題についてお伺ひしますが、昭和六十年において六千万キロワットの原子力発電を行ない、世界第二位の原子力国にならうとするのが国で、分析化研のデータの捏造事件あるいはまた原子力委員会の委員の任命をめぐるトラブル、岡山におけるところの放射能の障害事件など、国民の不安、不信感をそよするような問題が続出しておるということはまことに遺憾なことでありまして。科学技術庁をはじめ政府における姿勢の正し方についてお聞かせをお願いいたします。

また、国民の間では原子力アレルギーはやはり根強く残つておると思ひます。いままでの国民に対する理解の求め方がどうであつたか、今後どのように考えていくのか、ひとつお伺ひしたいと思います。

○生田政府委員 先生御指摘の分析化学研究所の問題でございすけれども、これは科学技術庁の監督責任の問題といたしましてはまことに申しわけない事件でございまして、先般国会でこの問題を御討議いただきましたときも、長官からおわび申し上げた次第でございす。その後新しい分析体制につきましては、現在新しい分析機関の設立を急いでおりまして、一日も早くその新しい分析センターが稼働に入りまして、分析業務に支障のないようにいたしたいというふうに考えております。

それから第二点の原子力委員の問題でございす。これは高級人事の問題でございまして、私も事務当局はあまり関与してないわけでございす。先週、科学技術特別委員会と同じ御質疑がございまして、森山長官から、田島委員の学識については非常に高く評価しているし、極力留任を懇請するつもりであるというふうな御答弁がございましたので、円満に解決されるものと期待してゐる次第でございす。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕  
それから、最近の岡山県におきますアイトー

プの被曝事故でございますが、これはまことに不届きな事件でございますので、警察当局も捜査をいたしておりますし、私も、これは労働省が労働基準法、労働安全衛生法の関係で取り締まりを私どもの放射線障害防止法の取り締まりと並行してやっておりますので、協力して進めておる次第でございます。いろいろ問題はございますけれども、それそれなるべく早期に解決し、間違つたものは正していくという姿勢でございます。

それから第二点でございますが、この原子力の安全性についてのPRにつきましては、従来とかくそれが不徹底でございまして、地元住民の方に無用の不安を与えておりましたことを私も深くおわびいたさなければならぬと思ひますが、このエネルギー確保の必要性にもかんがみまして、特に安全性につきましては政府の姿勢、それから安全問題についての住民の方の御理解を深めるために極力努力をしてみたいというところでございまして、四十九年度におきましても、科学技術庁の原子力関係のPRの予算を約八倍に増額するということをしていただきましたので、これからこの住民の方の御理解と御協力を得られますように極力努力をしてみたい、かように考えております。

○稲村(佐)委員 もう一度科学技術庁にお伺いしますが、原子炉の設置に関し昨年公聴会制度が設けられました。福島第二原発の公聴会において、新聞論調によれば、原子炉運転中の不測の事故を防ぐための安全審査が日本では甘過ぎるのではないかという問題が繰り返して議論されているにもかかわらず、原子力委員会が発表した説明書によると、原子炉の安全設計、安全審査のやり方、資料の公開等、地元住民が一番知りたい、こういふところ十分に答えてないという不満があるわけですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○生田政府委員 原子炉設置許可の前に行ないます安全審査でございますが、これは私も十分念を入れますして審査をしているつもりでございます。

す。

ただ、先生御指摘がございましたように、福島第二発電所の公聴会におきまして、その点についていろいろ御疑問が提出されたことも事実でございますので、先般設置の許可をいたしました際に、そのような御疑問に答えましたために、かなり長文の厚い資料でございますが、検討結果報告書というものをくりまして、いろいろ数多く出ました御疑問に対してお答えをいたしまして、その質問をされた方に対しましては私も私どもの意思が十分伝わるようにしている次第でございます。

それから公開の問題でございますけれども、安全審査の検討結果、安全審査の報告書、それからただいま申し上げました検討結果報告書、それから申請書、それらの書類は全部公開しております。したがって、地域の住民の方その他の方がこの安全審査に関しまして知りたいたいとお考えになりますものは、ただいま公開あるいは縦覧しております資料をいろいろご覧いただきますと、大体全部おわかりになるというように考えております。

○稲村(佐)委員 次に公害問題について、原子力、火力を通じて温排水問題はたいへん大きな話題となっております。福島における先ほどの原子力委員会の説明書でも、温排水の問題に対する影響については、いまだ必ずしも十分に説明されてない現状にありますと述べられておられるように記憶しております。火力発電の場合も、従来から漁業権その他に対する補償によつて処理しておるものが実態であります。この問題の解決を早急にはかるためには今後どのような研究を行ない、どのように実行する考え方があるのか。これは通産省にお伺いします。

○井上説明員 御指摘の火力及び原子力発電所におきまして温排水の問題でございますが、この温排水と申しますのは、火力及び原子力発電所におきまして冷却用に海水を使いますので、これが現在の技術でいきますと、取水いたしましたものが七、八度程度温度が上がって海水中にまた排出される。こういうことによりまして、ある範囲内

に温排水が拡散するわけでございます。これに従つて生物に対してどのように影響があるか、こういうことが問題になるわけでございますが、最近におきまして環境保全の重要性にかんがみまして、通産省といたしましては、火力及び原子力発電所の立地に際しましては、従来の環境審査内容を抜本的に強化いたしまして審査内容の拡充をはかつてきております。

具体的には、先ほども長官から答弁がございましたように、審査にあたりましては専門的な学識経験者をお願いいたしまして、その意見を十分に聞きながら、海象の状況とか、あるいは温排水の影響の低減策としてどのような対策がとられているとか、あるいは温排水がどのように拡散をしていくかという予測の検討、あるいは発電所の運転開始前後におきまして水質の変化、あるいは生物相の変化等を把握するためのモニタリング計画等が十分であるかどうかといったような点について十分審査をしているというところでございます。電力会社に対しましては、所要の温排水影響低減対策を講ずるよう十分指導しておるところでございます。また、今後ともこういった指導をさらに強力に行なつてまいりたいというふうに考えております。

温排水の低減に関しましていろいろの研究につきましては、これもやはり電力会社等を指導いたしまして、その影響がなるべく少なくなるよう、あるいは温排水の拡散範囲の予測ができるだけ少なくなるよう指導しているところでございます。

現在におきまして火力並びに原子力発電所におきましても、具体的に申し上げますとなるべく低い温度の水を取水する、深層取水と申しておりますが、こういった取水の方法をとる、あるいは排水する際なるべく拡散が早くなりまして、温度が早く下がるといふような諸種のくふうをやっております。こういったような技術をさらに開発してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

ただ、温排水問題につきましては、かなり前から、何十年来火力発電所が温排水を出しながら運

転しておるわけでございますが、具体的に著しい漁業に対する影響というものが温排水によつてもたらされたということはまだ報告されておられません。先生御指摘の、まだ影響が十分に解明されていないという指摘がある、こういうことでございますが、厳密に申し上げれば、確かに魚類あるいは藻類あるいはプランクトン等に対しまして影響につきましては、まだ十分に解明されたとはいえないというところでございまして、この辺の研究も大いに推進をしておるところでございますが、実際に漁業に対する影響の評価におきましては、全体の海の面積に対して温排水の拡散範囲がかなり狭いわけでございますので、さほど大きな影響はなからうというふうな評価をしていくところでございます。

外国におきまして温排水の排出につきましては、発電所が内陸立地でございます。河川あるいは湖沼の水を利用するといふ場合が多いわけでございますので、温排水問題のシビアさというものは非常に大きいわけでございますが、日本の場合にはかなり外海に面して、開きました海洋に面して発電所がつくられるというのが通常でございますので、拡散のしかたも非常に良好である、全体の海面に対しての拡散の面積は非常に小さいというふうなことから、その影響につきましては厳密な意味での解明というものはなされてないといふものの、さほど大きくはないというふうに考えられておるのが現状でございます。

○稲村(佐)委員 これはもうとほつきりと、十分でないと思ふところとか、研究中であつてあとでということになりますと、これから審議の過程でいろいろ議論が出てくると私は思ふんですよ。(「それがほんとうだからしょうがない」と呼ぶ者あり)これから審議の過程で、うそかほんとうかはっきり明確にしないと、これはたいへん重要な問題になると思ひます。

それでは次に進みます。火力発電所による公害問題では、従来から硫酸化物による大気汚染が大きく取り上げられてお

ります。現在のところ、低硫黄の重油及び原油の入手につとめ、それを燃焼させることがおもな対策で、排煙脱硫の普及は思うように進んでいない実情にあると聞いております。今後の低硫黄石油の資源確保と供給体制の見直し並びに排煙脱硫装置の設置計画について、エネルギー庁からひとつ説明願いたいと思います。

○山形政府委員 発電所におきますSO<sub>2</sub>問題につきましては、いま御指摘のとおり二つの方法がございまして、一つは、燃料そのものを低硫黄化するということでございまして、これについて申し上げますと、現在電力会社の使っております原油及び重油の硫黄分は〇・八%でございまして、ちなみに全産業平均で申し上げますと、全平均は、四十七年度の実績でございまして、重油で一・五六、原油で一・四六でございまして、このように電力会社の低硫黄化というのが非常に進んでおるのは私は率直に認めていいのではないかと考えてございまして、

問題は排煙脱硫でございまして、これは御指摘のとおり、進んでおりません。現時点におきまして排煙脱硫装置は十基で、設備容量が百二十万キロワット相当分ということでございまして、これは全体の二%を占めるにすぎないわけでございまして、これでは現時点の要請にこたえられませんが、現在われわれのほうといたしましては、五十二年度末を目標に千三百万キロワット相当のものを設置するようにいま指導中でございまして、これは相当の速度で進んでおるわけでございまして、排煙脱硫のほうはそういう形で千三百万を目標に進んでおりますが、一番最初に申し上げました低硫黄化のほうは相当いいところに来ておりますので、両方の効果をまちまして、電力部門におきましてSO<sub>2</sub>対策につきましては相当の効果が期待できるのではないかと私は考えるわけでございまして。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕  
○稲村佐委員 そうすると、いまの問題ですが、五十二年度までには無公害を打ち出せる、こういう自信がある、長官、そういうふうに考えて

いいわけですね。——先ほどと同じ質問ですが、窒素酸化物による大気汚染についてちょっとその実態をお聞かせ願いたいと思います。

○山形政府委員 窒素酸化物、いわゆるNO<sub>x</sub>対策、これは学問的に非常にむずかしいいわゆる脱硝技術の未確立という問題があるわけでございまして、世界じゅうにおきましても現在検討を進めておるわけでございまして、まずそういう基本的な技術の開発の前に、やはり燃焼方において、いわゆるNO<sub>x</sub>というのは非常に高温のときに発生するものでございまして、二段燃焼を行なう方法、それから排ガスにつきまして混合法を採用するというようなことで相当程度これが解消できるわけでございまして、御存じのとおり、NO<sub>x</sub>につきましては、いわゆる工場から出るものと、それからいわゆる自動車のように船のように移動源から出るものと二つございまして、特に鉄鋼部門の非常に高温で、千二百度ぐらいの場合のNO<sub>x</sub>対策というのが非常にむずかしいわけでございまして、電力のほうに七百度程度のものにつきましては、鉄鋼に比較しまして相当改善のめどがつく可能性はあるわけでございまして、たしか昨年ですか、環境基準ができました、今後五年ないし八年の間にこれを世界水準以下の基準に持っていくということでございまして、電力につきましては、ボイラーの改善、燃焼方法の改善等につきまして、業界におきましても統一的な研究機構を発足いたしておりましたし、また通産省といたしまして、大型プロジェクトにおきましてこの開発を進めておるわけでございまして、その環境基準目標の五年後ということにつきましては、いまの体制でNO<sub>x</sub>対策の電力部門につきましては、私は大目目標が達成できるのではないかと考えておるわけであります。

○稲村佐委員 さて、この法案の運用についてであります、時間がなくなりましたので、重要な点を一、二点質問してみたいと思います。  
いま国会に提出されているいわゆる電源三法は、電力会社が国に発電税を納め、国がそれを財源として、地元の公共施設の整備をはかるために

交付金を交付しようとするものであります、電力会社は税金を払ったことで義務が終わり、それ以上地元は協力する必要があるなどと考えてはならないと思います。この意味で第六条の地元への協力義務が定められたと思いますが、政府はこの規定が守られるよう電力会社に対してどのような指導を進めるのか。なお、既存の発電所は、法律上の協議義務はないが、地元との融和をはかり、企業の社会的責任を果たす意味で、同様に地元へ協力すべきであると考えますが、長官にこの点を承りたいと思います。

○山形政府委員 電力会社は、各地域におきまして指導的な役割りを占める企業でございまして、現在のように、一つの地域、コミュニティーの創設といえます、当然大きな責任を有する企業体であらうと私は考えるわけでございまして、いま先生のお話のとおり、今回電力会社からいわゆる特殊な目的税を取るわけでございまして、これにとどまらず、電力会社といたしましては大いに地元へ協力すべきであるということで六条の規定が置かれておるわけでございまして。

その内容といたしまして若干申し上げますと、発電所をつくるに際しまして、工事施行上の道路を建設する場合、それから荷揚げ用の岸壁を建設する場合等、関連施設が当然必要でございまして、発電所設置のためのこういう関連施設につきましては、地元の福祉向上のための公共事業との資合性といえます、調和を当然にはかるべきでございまして、その辺につきましてはむしろ積極的に各府県及び市町村と協力することがこの六条の内容の一つでございまして。

それからもう一つは、発電所の温水とか、それから熱い蒸気が出てまいるわけでございまして、これを利用して養魚場をつくるとか、温泉プールをつくるとか、住民のふるまひにこれを提供すると、いろいろな問題があるわけでございまして、その辺の技術協力は当然積極的に行なうべきである、こういうことが六条で規定されております。

電力事業者の協力の内容でございまして。  
○稲村佐委員 もう一点だけ長官にお伺いしますが、第七条は最も重要な規定であると私は思います。運用については別の機会に譲ることにはいたしたいと思っております。この交付金は、電力会社から徴収する税金を財源とすることとしておりますが、結局これは電気料金の形で国民の負担にならないのかどうか、この点、お伺いしたいと思います。

○山形政府委員 今回の電源開発促進税につきましては、これはいわゆる公租公課の一部でございまして、したがって、これは原則に組み込まれるのが当然だと私は思うわけでございまして、目下検討しております電力料金の場合におきまして、これは公租公課ということで一応申請の中に入っております。ちなみに、この電源開発促進税はキロワットアワー当たり八錢五厘でございまして、これは現行料金単価に對しましては一・二%、それから申請料金、これは非常に大きな値上げの申請でございまして、これとの比較におきまして〇・七四%に相当するわけでございまして、私どもの考え方としては、一応こういうものは正當に公租公課ということで考えまして、むしろそういうことを前提に今後の電源開発の促進をはかるのが本筋であらうと思っております。

○稲村佐委員 最後に大臣にお伺いいたします。大臣は留守でございましたから政府委員のほうから伺いましたが、特に今度の法案については、電源立地地の予定を持っておるところの議員としてはたいへん関心を持つわけであります。そういう意味から、この法案についていろいろ問題になっておるところの立地の住民の方々をどう納得させるかという問題で、公害の問題、特に安全性の問題について、短い時間ではございしましたが、お伺いしたわけですが、温排水の問題についても、排煙脱硫装置の問題についても、だいたいようぶであらうというふうな、電源周辺のわれわれとしてはあまり

満足するような回答を要は得なかつたわけですが、ただし、全体を含めてみまして、まずだいたいどうである、こういう判断の認識の上に立ちながら、とり方の問題がもしもありませんが、そういうふうな考え方で答弁を私は承つておつたわけですが、そこで、最後に大臣に、これはたいへん重要なことになると思いますが、一つだけお伺いをして終わりたいと思います。

まず、発電所建設を促進するという必要性は当然なくらい当然なことだと思つたのです。その具体策について種々の問題を提起されております。先ほど来からの話を聞いておると、そんなに心配がなかつたと思うものをなぜ過疎地域だけに持つていかなければならぬのか。東京でもつくれるところがあるのですよ。立川なんかの大きな都市部でも広大な払い下げの場所がある。石川県にいたしまして、金沢というところのやはり一番電源を必要とするところへつくれば、送電、いろいろの問題から経費が相当省かれると私は思うのです。そういう意味から、そんなに安全性あるいは公害に責任を持てるとするならば、なぜ好んで過疎地域に持つていかなければならぬのか、素朴な意見としてたいへん私は疑問を持つてつたわけですが、こういう意味で、大臣のこれに対する見解をひとつお聞かせを願つて終わりたいと思つた。

○中曾根国務大臣 経済採算的に見ましたら都会地域近傍に持つてくるほうが電力会社としては経済採算ベースはいいと思つたけれども、しかしやはり人口稠密な地域に対しては多少、少なくともいろいろ煙の問題であるとかあるいは心理的な問題もございまして、できるだけそういうような摩擦を避けるという意味において近郊を避けるというところは私は賢明な策であると思つた。この問題は、単に必ずしも経済的な問題だけで思量するべき問題でないように思つた。また一方においては、過疎地域におきましては、過疎地域地帯の開発の問題あるいは固定資産税の問題とか、いろいろそういう問題で誘致を希望する向きもあるわけでありまして、むしろそういう誘致を希望する

向きに持つていつてあげることが国全体のバランスを回復するという点からも適切な政策ではないかとも思われます。そういうように総合的な勘案からこの電源の立地点というものを選ぶことが適当ではないかと思つておる次第でございます。もとよりいかなる地点にせよ安全性に対して政府が責任をせよ、かつ万全の策を講じなければならぬということとは当然のことでございます。

○稲村(佐)委員 よくわかりました。もう一点だけ。そこで、この法案は昨年提出されたものとは内容的に根本的に違つております。しかしながら、いまお話のありました交付税の問題、還元問題、それからまた補助率アップ等々の問題は、今度の法案は内容が違つて関係から全部取り除かれておるわけでございますが、大臣には昨年よくいろいろ私のほうも陳情申し上げて内容が変つたわけでございますが、これで完結であるというふうな考へておられるのか、それともいま私が申し上げたところのいわゆる補助率の問題も、百分の四が百分の五であるとか、百分の五が百分の六であるとか、交付税問題あるいはまた二五％がどうであるとかという問題をこれとかみ合せて復元をするというのか、あつたこととも考へてみるという考へがあるかどうかをお聞きして終わりたいと思つた。

○中曾根国務大臣 これは設置地点周辺の住民の福利厚生ということも考へてやつてゐることでございますから、でき得る限りそういう方面に均てんするように今後とも積極的に努力していくべきものであると考へます。

○稲村(佐)委員 終わります。

○濱野委員 加藤清政君。

○加藤(清政)委員 私は、ただいまから発電用施設周辺地域整備法案及び関連する幾つかの問題について中曾根通産大臣並びに関係各庁局長にお尋ねしたいと思つた。

まず第一に、現在電気には六％の電気ガス税がかけておられますけれども、一方鉄鋼、アルミ化学などの産業用大口需要百三十品目については

免税となつておりますが、この結果、電気の場合には四十七年度の税収約九百二十億円のうち電気総消費量では全体の二〇％しか占められない家庭用がその六〇％に当たる五百五十億円を負担することになつております。中曾根通産大臣は、昨年の六月に、わが国が重化学工業を脱却して省エネルギー型の知識集約型産業への転換を目ざしている点から考へても現行の電気事業法は再検討の段階にきてゐるという考へ方を明らかにされましたが、私は、いま申し上げたように、現在免税となつてゐる産業用の電気税をむしろ復活して税負担の公平化をはかるべきだと考へますが、この点について中曾根通産大臣はどのように考へておられるか、お尋ねしたいと思つた。

○中曾根国務大臣 電気税の産業用非課税措置は、電気税の消費税としての性格上原料過程を避けるといういわば制度上の要請からの措置を行政上、便宜上基礎物資を生産する電力コストの高い産業に限り認めてゐるものでございます。通産省としましては、かねてから電気税及びガス税について家庭用も含めて撤廃すべきことを主張して、その結果税率引き下げあるいは免税点引き上げを毎年実現してきたところでございますが、今後ともその軽減に一層努力していきたいと思つておるところでございます。

○加藤(清政)委員 いま中曾根大臣から今後ともこの家庭用電気料金の引き下げについては努力するといふお話がございましたが、いわゆる税負担の公平という立場から電気税の免税措置をひとつ廃止していただく半面、均衡を保つていただきたい、そのように思つた。

次に電気事業の場合に、事業報酬は売り上げ高と申しますか、販売した電力量に料金をかけるといふことから諸経費を差し引く方式ではなくして、固定資産や運転資本などの事業資産を算定して、その額の一八％が自動的に事業報酬として認められる方法をとつてゐるわけでありましてけれども、今回の値上げ申請においても、各社は事業報酬を限度一八％をとつております。こう

した方法が発電設備の急速な拡大や高率償却と結びついて電力の浪費を促した一因にもなると思へられるわけでありまして、とりわけいまのようなインフレ状態の中では公共料金の値上げがもたらす影響が大きいだけに剰余金や配当金を減らして事業報酬を減額するぐらゐの措置は講じて当然だろうと考へられますけれども、この点について通産大臣のお考へをお尋ねしたいと思つた。

○中曾根国務大臣 現在事業報酬額の算定に用いられてゐる報酬率は、昭和三十四年当時の電気料金制度調査会において金利水準、資本構成等を基礎に算定され、八％が妥当であるとの答申に基づいて定められたものでございます。現在の金利水準、資本構成等をもとに修正を行つた結果でございます。この報酬率は八％をこえてゐるのが実情でございます。今後これらの前提となる条件の動向を勘案した場合はなおこの傾向が続くものと見られるので、報酬率の検討は慎重に対処する必要があると考へます。

○加藤(清政)委員 いま大臣から事業報酬率の八％について慎重に検討するといふ答弁がございましたが、すでに十五年を経過しておりますので社会情勢の大きな変化といふのが当然あり得る、そのように考へますから、ひとつ十分事業報酬率の再検討についてお考へを願ひたいと思つた。

次に、いわゆるナショナルミニマムと申しますか、電力料金の問題について三点ほどお伺ひしたいと思つた。今回の値上げ申請では、電灯料金に三段階を取り入れて、百キロワットアワー未満をナショナルミニマムとして、これをもつて福祉型料金であると宣伝してゐるわけでありましてけれども、はたして現在のわが国の国民生活の実態の中で、百キロワットアワーという水準はナショナルミニマムといえるのかどうか、これはたいへん私は疑問を持つてゐるわけでございます。おそらく百キロワットアワー未満で済まされるのは、せいぜい下宿住まいの独身者か共働き夫婦ぐらゐで、夫婦と子供二人という標準家庭では、とりたててむだ使いをなくともこの百キロワットアワー



「をこえてしまおうと思います。少なくともナショナルミニマムというからには標準家庭の平均的数値に設定すべきだと考えるのでありますが、ちなみに、私の家で、先月電気料は一体どのくらい使ったのかという事で料金表を見ましたら、テレビが二台あり、そして洗たく機が一台あり、電灯が七カ所つけられて、月の消費量が三百二十キロワットアワーで三千三百円の料金だったわけなんです。私は、なるべく電灯は夜は消すようにしますし、絶えず習慣としてすばすばと電灯を消すようなそういう節約した形をとっておるわけでありまして、それでも、広くない私の家で、大体月の消費量が三百二十キロワットアワーで三千三百円ということでありまして、一体この百キロワットアワーを算定した根拠、このことについて御説明願いたいと思います。」

○山形政府委員 根拠について申し上げますと、先般電気事業審議会の中の料金算定部会というのをご検討していただきまして、家族四人を前提にいたしまして、電気用品の普及率が現時点におきまして八割以上の家電製品を列挙いたしましたわけでございます。その大体四人の平均的な使用量というものを全国平均等を参照してとったわけでございます。これはいわゆる電灯それから扇風機、こたつ、冷蔵庫、洗たく機、カラーテレビ、掃除機、それからその他というのが別途にございまして、除かれておりますのはルームクーラー、電子レンジ、それから二台目に当たります白黒テレビ、電気毛布等が除かれておるわけでございます。問題でございますのは電気がまだございまして、電気が普及率が実は八割になっておりませんわけでございます。現在五九%でございますけれども、これはガス炊飯器とのバランスの問題でございますが、この辺が若干問題ではなからうかと考えておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 その家電の八〇%普及率のものと電気炊飯器五〇%の普及率のもの、そのものの使用であります、大体時間帯はどのくらいですか。

○山形政府委員 たとえば扇風機を例にとりますと、一日平均の使用時間が四・五時間、年間使用日数が百日ということ計算の根拠にいたしております。それから非常に電力を消費いたしますカラーテレビでございますが、カラーテレビにつきましては一日平均使用時間が五・四時間、年間使用日数三百五十日ということ計算をいたしておるわけでございます。

○加藤(清政)委員 いま御答弁の中にも、炊飯器はほとんどいま使わない家庭はないわけでありまして、普及率は、潜在普及率を含めてまあ一〇〇%ぐらいになっているんじゃないか、そういうふうには私は考えるのですが、それを五九%ぐらいに見たということですが、そういう試算からして、百キロワットアワーというのはたいへん切り詰めた家庭の消費量であるということが明らかになるわけでございます。

そこで通産大臣にお尋ねしたいと思うのですが、一体この基準は妥当であると考えておられるかどうか、そして、さらにこれを引き上げて数値を考慮されるお考えがあるかどうか、この点と、さらに福祉型料金という考え方に立つて、ナショナルミニマム以下の料金を据え置くとか、身体障害者家庭とか母子家庭とか老人家庭あるいは生活保護家庭などについては料金を無料にするとか、所得が一定水準以下の家庭については無料にするとか、そういう実際に実効ある福祉型料金というものを考えるようになっておられるかどうか、中曽根通産大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

○中曽根通産大臣 まず百キロワットのナショナルミニマム問題でございますが、公聴会でいろいろ御議論を拝聴した結果を総合してみますと、これは少ないという議論が圧倒的でございます。私も、いまあげられたようなものの普及率八割というものは、たとえばトースターとかそのほか必需品と思われるものも抜けておまして、そういうような面から、これはもう少し手直しするところとがはいんではないか、私の見当では百二十キロ

ワット程度を目途に手直ししたらどうかという考えを私個人として持っております。そういう点についてエネルギー庁に検討をいま指示しておりますところでございます。

それから弱者に対する料金免除、軽減等の問題でございますが、なるほどそういうお考えも一つの適切なお考えであると思っておりますけれども、むしろ弱者救済というものは、別の面から厚生省や内閣が総がかりで行なうべきことが適当ではないか、電気料金という点でこれを救済するというよりも、ほかの面で国がいろいろ援助をする、そういう形でカバーするというのが適当ではないか、そういうふうに考えておる次第でございます。

○加藤(清政)委員 ナショナルミニマムにつきましては中曽根通産大臣から手直しするという御答弁がございましたので、ひとつ弱者救済につきましても別の社会保障の立場からすべきであるというお話でございましたが、通産大臣のほうからこのことについて一そう推進をしていただきたい、そのように思います。

次に、発電用施設周辺地域整備法案に関連いたしまして、電力危機と列島改造の問題について若干御質問をしたいと思うのですが、通産省や新全総計画では、昭和六十年、一九八五年の電力設備予想を約一億九千万キロワットと想定して今後の電源開発を進めようとしておられるようでありますが、私はまさに今日の電力危機の本質は、新全総に象徴される高度成長を前提にした政策から導き出されていると考えるわけでありまして、現在の電力大口消費を見てもわかるように、鉄鋼が二五%、化学工業が二〇%、以下非鉄金属が八%、紙・パルプが五%というぐあいに、これらはいずれも火力や原子力発電所とともに悪質な公害発生源として国民からきびしい批判を受けているものばかりであります。おそろしく昭和六十年の一億九千万キロワットという想定は、いま申し上げました大口消費産業は今後ともかなりの水準で拡大していくことを含んだものと解釈しておるわけであ

りますけれども、この点について、いまの国際情勢、そして日本の経済の動向にかんがみまして、軌道修正をしない限り、今後とも電力の危機、そして発電所の立地難、そして公害、そして料金値上げというパターンは繰り返されざるを得ないというところが目に見えてくるわけでありまして、こういうことに対する反省なり、政策の転換を抜きにして、発電所等の周辺地域の公共施設の整備をうたい文句に発電所の建設促進をはかるうとする政府のやり方は、国民を納得させることはできないと思っておりますが、この点、産業構造の転換とあわせて通産大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○中曽根通産大臣 今回の電力需要想定によりまして、四十七年度から五十三年度の平均増加率は八・九%となっており、これは四十一年度から四十七年度の平均増加率が一一・二%を示していたのと比較すれば、比較的低い水準であると考えられております。また、今回の想定にあたっては、四十八年二月の閣議決定にかかる経済社会基本計画において想定された経済成長率九・四%と比較してかなり低い経済成長率を前提としておるものであります。こういう点からも、今回の需要見通しは特に過大ではないと考えられます。

なお、省資源、省エネルギー産業構造への転換をいま通産政策の大命題でやっておりますところでございますから、そういう面におきましても、われわれは、他面、産業構造の上からも積極的に努力をいたしまして、電力需給とマッチするように努力してまいります。

○加藤(清政)委員 次に、政府として電源開発を進めていく場合に、現実の問題となっておる次のような問題点についてお尋ねしたいと思うのですが、特に法案と住民福祉のあり方について主眼を置いてお尋ねしたいと思っております。

この法案の目的の中で、「発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り」と法案のベースとして述べておられますが、私が考えるの







ミリレムを五ミリレムにしているわけではございませんで、目標といたしまして五ミリレムというものを掲げていることとでございます。わが国におきましても、先ほど御説明申し上げましたように、原子力委員会の下部機構におきまして、アメリカ同様この五ミリレムというものをその目標値として設定するかどうか検討中でございます。これは近々結論を得る予定でございますので、その結果をまわして対処したいというように考えております。

○加藤(清政)委員 日本では一九五六年五月に○三レムを最大許容量としたというふうに聞いているのですが、この点の御答弁をひとつお願いしたいと思ひます。さらに許容量の引き下げについて検討を加えているかどうか、その点もあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○生田政府委員 ただいま御質問の点でございます。一九五九年に○三レムでございますが、それを基準にしたということはございませんで、法令上は先ほど申し上げましたようにICRPの基準の○五レム、すなわち五百ミリレムでございますが、これを現在実際上はその百分の一以下に押えて安全審査をやっていることとでございます。○三レムを新しく五九九年に基準に使ったということは承知しておりません。

○加藤(清政)委員 その点たいへん重要なことでありますので、私ももっと検討して勉強したいと思ひます。

それでは環境庁にお尋ねしますが、火力や原発の立地が国立公園とか自然公園の中に計画された場合に、自然環境の保護とか公害防止という面から、環境庁としては、このことについて一体どう対処されるか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○新谷説明員 ただいまのような情勢のもとで、発電施設の設置の必要性というにつきましても、理解できるわけでございますが、一方ではまた、わが国の残された貴重な自然を守るということについての国民的な要望も非常に大きいわけ

でございます。その両方のいわば価値というものは、価値の体系が違ふと申しますか、同じ次元で比較することのできない問題でございますので、その点に非常に問題があるわけでございますけれども、少なくとも私も私どももいたしましては、国立公園とか国立公園は、すでに自然景観のすぐれたところとして地域が指定されておるところでございますので、そういう場所には発電施設を設置することにつきましては、きわめて慎重な態度で臨みたいというふうに考えております。

○加藤(清政)委員 慎重な態度をもって臨みたいというのですが、どうも慎重な態度というものが理解できないのです。そういうことは、環境庁として自然を守り、そして環境を保全するという立場に立った場合に、やはりこういう火力や原発の立地の問題が出た場合には好ましくないもので、むしろ反対の立場をとって自然環境を守るといふ考えがあるかどうか、その点重ねて伺ひたいと思ひます。

○新谷説明員 基本的には先生のおっしゃったとおりの考え方でございます。ただ、わが国の国立公園、国立公園はアメリカの国立公園などと違いまして、營造物ではございませんで、もっぱら公園目的だけに使う地域として指定されておるわけではございませんで、他の公共目的との調整ということを考えなければならぬ場合もあるわけでございます。したがって、個々のケースにつきましても、慎重な態度で、しかし基本的にはきびしい姿勢で臨んでいくという考え方でござい

ます。

○加藤(清政)委員 時間も一時間過ぎましたので、大体締めくくっていきたいと思ひますが、美浜一号機の事故についての見解をただし、これについての御答弁をお願いしたいと思ひます。

いたしましたが、当時、それ以前の事故を含めて、国会でも欠陥炉ではないかと美浜原発についてはたいへん議論を呼んだわけでありましたけれども、去る九月八日また事故が発生いたしました。さらに加圧器のスプレーパーバスの故障によって放射能が放出されて運転を停止したというようにいわれておるわけでありまして、こういう中で、九月八日、一号炉の格納容器内で空気中の放射能のちりを監視するダストモニターと放射能ガスを監視するガスモニターのメーターが異常値を示して、調査の結果、一次冷却水の圧力を調整する加圧器近くから蒸気が漏れているのを発見して、出力を急いで落として炉をとめた。この間、ガスモニターでは平常値八百カウント、保安規定値一万五千カウントに対して二万カウントをさらに記録して、ダストモニターは平常値三千カウント、保安規定値は八万五千カウントに対して八万カウントを示した。格納容器とはいへ、放射能は異常な状態で満ち満ちて充満してきただけということでありました。したがって、この事故に対して、美浜一号炉は欠陥原子炉であるというようにこの際のはつきりと考えるべきであると思ひます。蒸気発生器の事故の原因がわからなければ、加圧式水型炉の設置認可は取り消し、あるいは建設を中止すべきだというように考えられるわけでありま

す。特に蒸気発生器については定期検査が五月中旬に終わるといわれておりましたが、その結果について御報告をいただきたい、そのように思ひます。

○井上説明員 美浜一号炉の蒸気発生器の問題でございますが、昨年だったと思ひますが、定検のときに小さいピンホールから蒸気漏れがあったということがあります。その他漏れてはおりませんけれども、減肉現象があったということがあったわけでございます。これにつきましては減肉の原因を調査する一方、減肉をしたものにつきましては、これを——にすると、実際にふさぎまして使えないようにするというところで、約九千本のうち、約二千本につきまして、健全なものに至るま

で疑わしいものは全部——にいたしましたわけでございます。こういう措置をとりまして、さらに安全を期するため、蒸気発生器にかかります熱負荷でございますが、これをある程度下げるといふことで安全を期するために、御指摘の出力三十四万キロでございますが、約二十万キロで運転をするという指示をいたしまして、自來出力を落としたまま運転をしておるわけでございます。さらに御指摘のように、ことしに入りまして、現在定期検査をやっておるわけでございますが、この際に、さらに四本の減肉がございました。これは約三割から四割程度で、前回のもの、シビアなものよりは少ないわけでございますが、発見されましたので、これにつきましては、やはりふさぎまして、——にいたしまして、使用しないという状態で使うというふうに現在のところ考えております。さらに運転を再開するまでは、その措置につきましては慎重に検討したいというふうに考えております。

御指摘のように、美浜一号炉につきましては、三十四万キロの出力を二十万キロに落とさざるを得ない状態で運転を余儀なくされておりますので、性的には欠陥炉になるというふうに考えますが、安全性の確保という点につきましては、ただいま御説明申し上げましたように、十分安全側にその処置を考えまして現在運転をさせておる。ただいま現在におきましては定期検査を行なっておりまして、運転を開始する際には、安全上支障がないということを確認してこれを行なうようにしたいというふうに考えております。

○加藤(清政)委員 いま九千本から二千本を抜いて——にするとことばがありましたが、その——にするとことばはどういう意味ですか。(差別だ、とは何だ、取り消せ)と呼ぶ者あり)——にするとという用語、そのことについて私には理解できないのです。

○井上説明員 表現が適当でなかったことはおわびいたしますが、両端をふさぎまして、細管を使えないようにするというところでござい

○加藤(清政)委員 ふさぐとか抜くとかいう日本語は、当然私も答弁で大体わかっておるのです。が、ただ——にすることばですね、これ自体は、盲人とか、めしいた人であるとか、いま盲人に対してのことばというものがいろいろあると思うのです。——にすることばは、人を非常に軽べつし、しかもその人を差別することばですから、差別用語としてこのことばを使うべきでない、そのように思いますので、今後注意していただきたい、そのように思います。

時間がすでに参りましたので、本日はこの程度にしたいと思いますが、しかし単に本法について、道路とか港湾とかあるいは都市公園とか水道とか、そういう公共用地の整備ということではなくして、むしろ原発及び核燃料再処理施設の問題については、安全対策とか環境対策について一そう解明されなければなりませんし、それを主眼としてもつと突っ込んで議論をしていかなければならないと思いますので、さらに次回にまた時間をいただくことにいたしまして、きょうはこの程度で質問を終わりたいと思います。

○濱野委員 長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

流通問題小委員会において、参考人の出席を求め、意見を聴取したいとの小委員長からの申し出がございます。つきましては、小委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。  
午後零時三十一分休憩

午後二時十一分開議

○濱野委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、発電用施設周辺地域整備法案を議題といたします。

この際、井上審議員から発言を求められておりますので、これを許します。井上審議員。

○井上説明員 午前中の加藤清政委員に対する私の答弁中、不穏当な言辭がありましたので、おわびするとともにこれを取り消し、その措置を委員長にお願いいたします。

○濱野委員 長 ただいまの井上審議員からの申し出の件は、委員長において適当に処理することにしたします。

質疑を続行いたします。佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、発電用施設周辺地域整備法案の審議をいたすわけでありまして、審議の具体的な内容に入る前に、通産大臣に三点にわたってこの審議の背景になるべき問題について質問をしてみたいと思います。

その第一は、今日この法案が重要法案として審議が急がれておるわけでありまして、委員長もたいへんな熱意をもってこの審議を促進するように努力されておるわけでありまして、私も、またその重要法案として審議を促進しようとする各委員の皆さんと立場を異にするような状態の中でこの審議をしようとしたらおるわけでありまして、そのことの持つ意味は、この法案が現在行なわれつつある発電所建設に対する反対運動ないし建設に反対する広範な人々の立場に立ってこの法案を審議しようとするとき、どうしてもこの法案をすなおにながめた形の中で審議をする以上に、その背景となる基本的な問題に対して討議をし、その中から本法の内容について具体的な検討を

しなければならぬ、そういう状況にあるからわれわれとしては慎重に対処してきているのであります。そこで私は、そういう意味において大臣に三点にわたって質問をまずしてみたいと思うのであります。

それぞれ具体的な問題になるわけでありまして、一つは、この法案がいよいよ電力料金の値上げの問題と関連しているのではないかと、このようにことが昨年のいわゆる本会議場においてわが党の渡辺議員が本会議場においてその点を大臣に追及いたしているわけでありまして、したがって、その条件は今日といえどもなお変わっていないと思うのであります。いやむしろ当時は関西電力等々の状態だけでございましてけれども、今日はその関西電力を含めた九電力会社すべてがこの値上げ申請を行なっている。こういうような状況の中で、いまその決断を迫られている状況であります。が、といたしますと、この法案を通過することが電力料金の値上げに關係するのではないかと、この当時の危惧は、それ以上の差し迫った問題としてあらわれてきておるわけでありまして、しかも、この面からこの問題をながめてまいりますと、いわゆる電力料金の値上げ問題がいまや大詰めにきていて、そういうような状況下においてこの法案の審議が進められようとしている。となりますと、まさに二つの面におけるところのメリット、この追求が關係者によつてはかられている、それに通産当局が、これとともに歩まんという姿勢を示しているんだ、こういう指摘をされてもやむを得ないと思うのであります。

そこで私は、この問題の審議に入る前に大臣に質問したいのであります。大臣は、昨日の閣議の前であつたかあとであつたか、新聞報道であります。が、わかりませんが、経済企画庁長官と話し合つて二十一日に一斉に申請のあつた分について認可をしよう、このような新聞報道がなされておるわけでありまして、はたしてそのことが、話し合いが行なわれてそのようになつたのが事実かどうか、その日の夕刊にあらわれた記事あるいはけさの朝刊等にあらわれた記事によりまして、経済企画庁はなお検討を要する点がある、特に新田事務次官は通産省のそのような要求を受け入れて二十一日にきめることはできない、こういうような発言をしておるよう新聞に報道されておるわけでありまして、この点の事情についてまず明らかにしていただきたいと思つておるのであります。

○中曾根國務大臣 電力料の値上げの問題とこの法案の問題は直接関連はございません。電力料の問題は、去年以来の石油の危機及びこれに基づく燃料代の暴騰からきておる電気料金の改定という問題でございますし、この法案は原子力、水力、火力等の電源開発促進という国家的な要請からきておる法案でございます。前回は継続審査になつて、前の国会に提案されて以来問題になつておる法案であるからであります。

電力料の問題は、経済企画庁長官と閣議の前に話したことは事実でございます。それで私らの希望としては、二十一日ごろまでに大体審査は終わる、したがって、そのころ両省で協議をしてきめる方向に持つていくように努力をしたい、一応そういう一つの目標というふうな意味で相談をかけた次第でございます。経企庁側には経企庁側の御事情があるかもしれませんが、当方の作業過程の進行状況を申し上げまして御協力をいただくようお願いいたします。

○佐野(進)委員 私がなぜこの点について質問をするかと申し上げますと、いわゆる二兎を追う者一兎を得ずということわざもございまして、けれども、あまりにも電力行政そのものに対して通産当局が甘いのではないかと、こういうふうな印象を受けるわけでありまして、と申し上げますことは、わが党でいわゆる電力料金値上げ問題に対していろいろ検討を加えまして、一つの結論が出ておるわけでありまして、この中において電力料金値上げに対するところの二つの問題点といたしまして高い需要の伸び率を想定し、その高い需要の伸びに相対応する条件の中で今日の値上げが申請されておる。そういうような条件下において今日提案さ

れましたこの法案の背景になるべき諸問題等々につきまして、私どもは通産当局の資料あるいはエネルギー庁の資料等を取り寄せて検討をいたしました。いわゆる政府側の資料に基づく検討によりまして、またわれわれの集めた資料による検討につきましても同じような内容が出てきておるわけでありまして、需要の伸びを相当高く見る形の中において今日の電力事情緩和のための対策として電気料金問題も出てき、さらにまた今日この法案も提案されている、こういうような形になってまいるわけでございますので、結果的にそのいずれかについての一つの方向を修正するならば、両方同時にこれらの問題についていさしく緩和された情勢の中で対策が立て得られるのではないかと、こういうような気がいたしておるわけでありまして、したがって、重ねてこの点について御質問申し上げますが、大臣は、今日の電力料金の申請に対する取り組みとして、いま通産当局が予定している需要の伸びと、さらに申請として出てきている需要の伸び、このようなものについてどのような判断を下されているのか。いわゆる申請をそのまま認める形の中において処理しようとしておるのか、あるいは若干の修正を加えた中において本問題の処理をはかろうとしておるのか。

し、厳重な査定をして厳正な料金のきめ方をしなければならぬというところは肝に銘じてやらしておるところでございます。需要の伸び等々に関しましては政府委員より御答弁申し上げます。

企画庁はまた企画庁のお立場があるでしょうから、それに対していつがよいという正式の返事はございません。事務当局に伝えて検討させまじょう、そういうことでございましたので、日はまだきまつていない状態でありまして。

は電源開発をさらに充実させようという意味において行なったものでございます。

○山形政府委員 需要の伸びにつきまして大臣の御答弁を補足的に御説明申し上げますと、四十八年度につきましては、一部推定も入っておりますが、電力の需要量の伸びは四十七年度に對しまして一・一％の伸びであったわけでございますが、御存じのとおり石油危機以来の総需要抑制、引き締め政策の堅持等がございまして、最近はその伸びが四十九年度の想定は相当落ちてくるものと想定されます。

○佐野(進)委員 実はずいぶん大臣から国会の外で値上げの時期を二十一日、こういうぐあいにおきかたという報道がなされておりますのでそのとおりかどうかという点を確認をしたかったわけでありまして、大臣のいまの答弁ではそのとおりだという確認がないわけでございますけれども、この点大臣の決意はどうなのか、考えはどうなのかという点を聞いて次へ進みたいと思ひます。

○中曾根(通)委員 通産省におきまして作業の過程等を見まして、二十一日ごろには企画庁と相談をしてやり得る体制に入つたと私考えますので、やるなら、あまり延びるとまた相当原価に響いてきて、また次の段階で料金にも響いてくる、そういうこともございまして、準備ができれば早いほうがよい、そういう考えを持ちまして企画庁長官にはそういう要請をしたところであります。しかし、

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

○中曾根(通)委員 昨年来起りました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進をはかる必要性をさらに急増してきていますように思ひます。そういう点から、いままでよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に對して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくつたり特別会計をつくつたりあるいはそのほかの諸般の修正をした、これ

ます。昨年度におきましても、電調審で認められ  
てしかも着工がまだできないというものがたしか  
三百五十万キロワットぐらいのキャパシティがあ  
ったと思います。こういうようなおくれを取り返  
すというためにも、やはりこれを促進するある法  
案を準備するという必要ではないかと思  
う次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで、その問題はそれでおき  
まして、あとで具体的な質問の中でさらに聞き  
てみたいと思うわけですが、いま大臣は  
そのようなことを言われますけれども、実際の  
問題といたしまして、今日この法案の成立を急ぐ  
背景が出てきました条件の中に、いわゆる国会の  
中で日本列島改造論に結びつくといわれた国土総  
合開発法案が廃案という形になり、国土利用法案  
という形の中で国会成立を見たというその時点の  
中で、急遽この問題がクローズアップされてき  
た、こういうように私は受けとめるわけであ  
ります。ことをかえていいますならば、日本列  
島改造論に執着を持つ田中総理大臣が、この国土  
利用計画法案の中においてみづからのその欲望を  
達成しよう、同時にこれと裏表の関係にあるこの  
法案の審議を急ぎ、この法案もいわゆる表向き捨  
てたとはいえないながら、実質的に執着しておる日本  
列島改造論の推進のためにこの法案を急遽重要法  
案として取り上げ、これを通産当局が必死になっ  
て通過させようとする、そういうような意図であ  
るということが方々でいわれているわけでありま  
す。そういうような形からとらえるならば、結果  
的に高度成長政策の裏づけとして、それを修正す  
るとはいえないながら、実質的にはその裏づけとし  
て本法案の成立を急ぎ、本法案によってつくられ  
た条件の中で高度成長政策を推進する裏づけを確保  
しよう、こういうような意図が隠れておるのだ  
ということが明らかにいわれておるわけでありま  
すが、この点について大臣の見解をお聞きしてお  
きたいと思っております。

以来四国の橋も停泊しておりますし、全国的にそ  
ういう新規工事はストップしておる状態で、列島  
改造自体もある意味においてはストップし、ある  
いは延期されておる状況でございますが、電源の  
ほうはそれとは関係なしに、日本の産業構造やそ  
れから民間消費電力の需要、最近ではルームクーラ  
ーの需要だけでも非常に多くなっておりますし、特に  
八月十二、三日の甲子園の野球大会のころになる  
と一斉にテレビをつけますから電気が不足して困  
る、そういう危険性が出てきておるわけござい  
ます。現在の情勢から見ても、五十三年にな  
ると予備率がマイナス二・八になるという危険性  
があります。予備率は七、八％を持つておらなけ  
ればならぬのをマイナスになるという情勢が現出  
いたします。そうすると、五十三年ぐらいまでに  
ようやく発電所というのはいまだできてくるものでござ  
いますから、いま着手して工事を促進しておかな  
いと間に合わない、それでも間に合うかどうかわ  
からぬ、そういう情勢でありますので、本法案を  
急いでおる理由でございます。

○佐野(進)委員 いままで質問いたした事項につ  
いて、いまだ少し詰めてみたいのでありますが、時  
間の関係もございまして、具体的な質問に入っ  
ていきたく思います。

私は先ほど来申し上げましたようなわれわれの  
考え方を基本にして、これから質問をしてみたい  
と思うのでありますが、まず第一に、今日われわ  
れが反対する大きな理由の中で、いわゆる地域住  
民が発電所をつくっては困る、これは原子力だけ  
でなく火力を含めてそれぞれ発電所建設に非常に  
大きな反対運動があるわけでありまして、そして事  
実、今日までの発電所建設のそれぞれの経過の中  
において環境問題、安全問題、公害問題等々、そ  
れぞれの地域の人たちに大きな迷惑をかけた実績  
のあることも事実であります。したがって、これ  
らの面を解消し得ないで、高度成長につながるで  
あらうという、危惧される電力の無原則的な増設  
計画に対して、これは了解することができない、  
その道を閉く法案に対してはこの歯どめをしなけ  
ればならない、こういうような観点に立つておる  
わけでありまして、まず第一に大臣にお伺いをい  
たしたいのでありますが、今日発電所建設に地域  
住民の協力が得られないで、電力立地難が深刻化  
しているほんとうの原因はどこにあるのか。私ど  
もは、先ほど申し上げましたような見地に立つて  
おるのでありますけれども、大臣はどうお考えに  
なるか、原則的な問題でありますので御答弁を願  
います。

○中曾根国務大臣 やはり公害及び安全問題に関  
する政府の施策が手ぬるい、それに対する不安感  
があるというところは大事な基本ではないかと思  
います。

○佐野(進)委員 同じく大臣に質問しますが、そ  
ういたしますと、その問題に対する政府の対策が  
手ぬるい、こういうものに対する不安感だ、こう  
言われるわけでありまして、本法案のどここの部  
面を見ましても安全、公害問題には触れないで素通  
りしているような状況であります。そしてまた、  
地域の公共施設整備という問題について、それぞ  
れの幾つかの具体的な事例があげられておるわけ  
であります。いわゆる公共施設の整備に単に金  
を出すと、いような形でこの問題の処理をはか  
るうとしておるような形でありまして、このよう  
な金を出して了解してくれ、施設をつくるから了解  
してくれというような形だけでは、なかなか地域  
の全体的な住民の福祉の向上にははかり得ないし、  
共感が得られないように考えるわけでありま  
す。その点、大臣、どうですか。

○中曾根国務大臣 原子力発電の安全性それから  
発電所の公害問題等に関しては、別途の法体系に  
おきまして、それぞれの手配をし、それぞれの改  
良を行なっておるところでございます。公害問題  
につきましましては、特にNO<sub>x</sub>等を中心にして規制基準  
を段階的に強めていくということを現に実施して  
おりますし、そのほか、排煙脱硫そのほかについ  
ても鋭意努力をしておるところでございます。そ  
れから原子力発電の安全性については、原子力委  
員会におきましてもこれを拡充強化する、そうい  
う方向で進めておりますし、通産省といたしまし  
ても、いろいろな認可、許可に際しましていろいろ  
な検査等も厳重にやっておりますし、そういう  
点についても施策を強化しておる次第ございま  
す。

○佐野(進)委員 法案の中に触れられないけれど  
も、具体的に施策を強化しているということにつ  
いても、強化する努力をしつつあるということに  
ついては私もそれを否定するものじゃありません  
が、しかしそれがきわめて不十分である、こうい  
うような点から問題が発生していると思うのであ  
ります。しかも、この法案がいま申し上げました  
ような諸問題について抜本的に解決策を住民に提  
示し、あるいはその解決策を実行している、こう  
いうようなことをしないで、午前中の質問にもあ  
ったように、当面を糊塗する、そういうような状  
況に明け暮れる中で本法案を通して、この本法案  
を背景にして強行しようとする、そういう姿勢が  
もし具体的にあらわれるとすれば、いわゆる  
巧妙なる反対運動に対する挑戦、反対運動を押し  
つぶすために、その背景に、弱いところに対して  
切りくずしのためにこの法案がつくられる。結果  
的に、持っている問題の本質に対して具体的なメ  
スを加えて、これを解決するのではなくして、当面  
を糊塗して、ただその地域の条件の中で発電所を  
つくるといふ、そういうようなためにのみ利用さ  
れる、いわゆる一口でいうならば、きわめて悪い  
法律、こういうような価値しか残さないような法  
律になってしまふ、そういう危険性があるのであ  
ります。これらの点についてはどのように考え  
ておられるか、この点ひとつ明らかにしたいだ  
きたいと思っております。

○中曾根国務大臣 その点は、われわれの見解を  
異にしております。原子力発電の安全性の問題に  
ついては、具体的にできていく問題とはたとえば  
温排水の問題、これについては科学技術庁におき  
ましても実験をいまやっております。  
それから、いままでの既存のデータについてど  
ういう影響が出てきているかという過去の実績に





そういうナショナルミニマムという意味において水準を高めていくという努力はしなければならぬと思うのです。文明が進み、そういうような福祉が進むというようなことは、結局電力の消費量あるいは石油の消費量に正比例して出てくるわけでありまして、われわれが省資源、省エネルギーという場合には、工場とか、公害その他を及ぼすような大量消費の場合を主として考えておるので、生きていくための生活に必要なものというのは、たとえふえてもわれわれは供給しなければならぬし、それに必要な分だけは担保しておかなければならぬ、それはわれわれの責任であると考えております。

○佐野(進)委員 それでは次の質問に入りたいと思います。基本的な問題についての質問の第二点は、原子力発電所を中心にして質問してみたいと思うのです。特に安全問題その他を中心にしてみたいと思うのです。

まず第一に、大臣は原子力行政の問題等について、国会答弁その他の場所においていろいろの発言をしておられるわけでありまして。特に森山大臣はその方面の担当でありますからそういうような発言をしておられるのであります。通産大臣は、去年の暮れの特別委員会の席上でこういうことを言っておられるわけでありまして。原子力発電は安全であり、巷間いわれているような不安なものではない、世界じゅうで原子力発電が相当稼働しているが、爆発事故とか放射能による被害とか、そういう不安の事件が起きた例を知らない、日本の場合でも排水の取り扱いが怠慢であったとかバルブを締め忘れたとか、そういう程度のものであれば、原子力発電が危険であるという考えは間違っている、こういうように答弁されているようでありまして、その点、いまも変わりはございませんか。

○中曾根国務大臣 これは一般国民に向かつての発言としてお聞き取りいただきたいと思うのです。絶対ということばは科学にはつけ得られませんが、だから安全であるという意味を絶対安全

であるというふうには考えません。しかし、考えられる範囲内において科学的な安全性は持つておる、そういうふうな解釈に差しつかえないと思うのであります。たとえばいろいろな事故や何かが起きます。美浜の一号の問題もございました。しかしこれらは、そういうものが発生され、事故が起きていたから安全なのであって、それがわからなかつたらな危険である、そういうようなことが想定され得る部分であります。つまりヒューズが飛んだら危険だと考えるのは間違いである、ヒューズが飛ぶから安全なんだ、あれは安全装置なんだ、そういうふうな考え方は正しくないでしょう。そういうようなヒューズに値するようないろいろな検知器が原子炉にはついております。ランブのつく場合もありますし、そのほかいろいろなメーターや計数が出てくる場合もございまして。そういうようなものが出てきて、これはある限度にきたというので原子炉をストップさせて点検をする、そういうことを繰り返していく。ではストップしているからこれは不安なんだ、不安なんだ、そういうふうに考えるべきではないのであります。原子炉の構造等を見ますと、私は、レントゲンやその他の場合と比べてみて決してそう危険性があるとは思いません。何しろ原子炉の場合には世界大戦の悲劇から原子力というものはできてきておるわけですから、これを装置するという場合には、ほかの機器以上に安全性に注意してつくられております。特に日本に持ってきた場合には地震という問題がございまして、その安全性の許容量というものは外国以上に非常に厳重に実はやっております。いま申し上げましたようなECCSの場合の作動の問題、こういうような問題については特に神経をとがらして、PWRの場合でもBWRの場合でも、設計上独特の設計もやらしてやっております。そういう面から見て、一面において物理化学上、また一面においては安全工学上、両方の面から考えられる科学的な安全性というものは確保されておる、そう私思

いますので安全であると申し上げたのでござい

す。

○佐野(進)委員 大臣、たいへん苦しい答弁をしておられるのでありますが、その言わんとする意味は、私はわかりません。私はわかるけれども、国民一般に対しての答弁としてはまだ不適切だと思

うのです。大臣が原子力発電は危険であるという考えは間違いだ、こう表題で出ているわけであり

ます。大臣の話したことを私は読む必要がないのだけれども、あえて読んだことの持つ意味は、絶対安全であるとか、絶対確実であるとか、危険がないのだとかという断言は、少なくとも大臣という立場において発言できるものではないと思

う。安全であるようにとか、絶対間違いのないようにするとか、するように努力するとかという形になければ、むしろ逆の効果をもたらす可能性があると思うのです。この原子力発電所の安全問題を討議する場合において最も憂うべき事件は、為政者が安全であるということを強調し過ぎるがゆえに、むしろそのことにおいて発生する――大臣は

いま、安全弁が、事故があるから安全なんだ、こういうことを言うけれども、これは小さな事故ならそういうことは言えるけれども、大きな事故だ

ったら取り返しがつきません。だからいまの答弁、放言とまでは言わないけれども、大臣はときどきちょっと間違つた発言をすると同じように、いまのところはちょっととで言い直したほうがいいのじゃないかと私は思うのです。それを言い直さないと、事故があるから安全だということにはならないと思う。事故はない、ないよう

○中曾根閣務大臣 先ほども絶対というものはあり得ないという事は申し上げました。私はそう信じております。科学の世界においては、絶対というものはいたるところはまだない。したがって、われわれが原子炉のようなものを扱う場合には、これは安全の上にも安全を確かめて常に改良していかなければならぬし、扱いも厳重に取り扱っていかなければならぬ、そういうように思っています。

○佐野(進)委員 それでは次に進みますが、私は近ごろ原子力の問題についていろいろな方面でたいへん不愉快なニュースを多く聞くわけです。たとえば原子力潜水艦の寄港をめぐって日本分析化学研究所が放射能の測定データーを捏造したとか、あるいは原子力委員会の田島委員が委員会運営上の不満で辞意を表明して森山科学技術庁長官やだれかとどうしたとかこうしたとか、あるいはまた日本非破壊検査会社の放射能管理が著しくずさんであるばかりか、禁止されている未成年者に取り扱いをさせて放射線障害を起こさせるとか、こういうような問題が毎日のように新聞紙上をにぎわしているわけです。もちろん直接的に原子力発電所と関係がないといえどもそれまででございますが、しかし少なくとも原子力の安全性の確保の問題に関してはきわめて密接な関係を持つわけでありまして、森山長官の発言は、大臣のいまの発言よりも、原子力の問題についての発言としてはもっと長くもっといろいろなことを言っているわけですね。したがって、この発言と、いま起きている事件とをからみ合わせて私どもが質問を展開するならば、一日質問しても終わらないほど具体的なデーターがあるわけです。したがって、この原子力発電所の安全問題について少なくともこういうような危険性がある。午前中の質問に対して審議官が取り消しの答弁をするようなことで、私もこの安全性の問題についても質問するということになれば、これだけできょうの時間を一ぱい使っても質問しなければならぬデーターがあるわけでありまして、そういうような点について今

日のいわゆる科学技術行政が非常に甘い。特に科学技術庁のやっていることは、口で言うこととやっていることは全く違う。起きてきたことに対しては地方の知事や市長に権限を移譲するとか、あるいはどうだとかこうだとか、ともかくその起きてきた原因についてその責任を感じ、その責任を感じた中で、再び問題を起させないという措置についての具体的な誠意を示すということではなくして、起こした人たちが悪いんだ、おれたちの監督行政に誤りはないんだ、こういうような形での問題の処理をはかるうとしていたことがあり、とうかがえるわけでありまして、こういうようなことは、結果的にいうならば、科学技術庁における行政の誤りであるといわざるを得ないわけですね。私は長官を呼んで、きょうこの席においてその見解をただしたいと思つたのでありますが、きょうはお見えになつておりません。次長から、その点についての見解をひとつ示していただきたいと思つたのです。

○中曾根閣務大臣 分析研の問題やそのほかの問題は、はなはだ遺憾な事態でございまして、政府としても非常な手落ちがありまして申しわけない事態であると思つています。われわれも大いに反省をいたしまして、国民の皆さま方に安心を与えるように責任をもつてやらなければならぬと思つています。こういうようなことがほかの分野にありはしないかという点も戒心をして、原子力をめぐっているような問題点につきましても厳格にわれわれは再点検してみようと思つています。

それから、先般来起りました非破壊検査会社の事故にいたしまして、あれでは取り扱いがいかにもずさんである、また人道を無視した法令違反の仕事であるというふうにおかれわれも新聞を読んだ感じでおるところでありまして、そういうような扱いのずさんさということもわれわれは大いに戒心をして改めなければならぬ。これは昨年来のコンピュータの事件でもわかりましたけれども、なれてくると、ややもすればそういうことが起こるのでございまして、原子力の場合には、及

ばす被害は非常にはかるべからざるものがございます。それから、その点については、われわれは戒心のうに戒心をしてやらなければならぬ、そのように反省いたしております。

○生田政府委員 ただいま通産大臣から御答弁いただきましたので、私から特につけ加えることはございませんけれども、もう少し具体的に御説明させていただきます。

最初の分析化学研究所の問題につきましては、たいへん申しわけない事件でございまして、どれほどおわびしても及ばないというふうに考えておりますが、私どももいたしましては、この分析化学研究所の問題に対しまして最善の対応策をいたしましては、再びこういう事件の起こらないように、国民の信頼をもう一度確立いたしますために、しっかりと新しい分析機関を設けるといふことであると思つたので、分析センターの設立をいま急いでいるところでございまして、そのセンターの業務の方法、内容等につきましては、これまでの経験に基づきまして、再び不祥事の起きないよう、たとえば第三者の監視が加えられるような制度を設けるとか、いろいろのことをつけ加えてまいりたいというふうに考えております。

それから原子力委員の問題でございまして、午前中稲村先生からも御質問がございましたが、私は人事問題でございまして、私ども事務当局としては十分に開知してないわけでございますが、先週の科学技術特別委員会が森山大臣から御発言がございました。田島委員の学識については十分尊敬しているし、極力慰留するように努力をしたいという御発言がございましたので、円満に解決することを私どもとしても期待しております。

それから、非破壊検査株式会社でございまして、これは先生御指摘のように、非常にけしからぬ事件でございまして、私どもの放射線障害防止法に基づきます取り締まりにつきましても、いろいろ問題点があったという事は十分自覚しておりますので、先ほど御指摘がございましたように

に、地方に移譲いたしますなり、あるいは科学技術庁に地方の支分部局を設けますなり、何らかの方法に至急検討いたしますとともに、あの問題は労働省の労働基準法あるいは労働安全衛生法の取り締まりの分野でもございまして、労働省その他関係各省とも十分連絡をとりまして、万全の対策をとりたい、かように考えております。全般を通じて、いろいろ問題がありまして、御指摘のような点は痛感しておりますが、今後再びこういうことの起きないように、十分態勢を立て直しをはかつてまいりたいというふうに考えております。

○佐野(進)委員 この問題については、きょうは質問が法案の内容でありますので省略いたしますが、科学技術庁としては、いま大臣答弁にあったようにひとつ大臣にも伝えてもらって、慎重に対処してもらいたいと思つています。

次に私は、そういう一般的な原子力の問題とともに、発電用原子炉の安全性について、あまりにも問題が多いという事を指摘しなければならぬと思つたのであります。これは午前中の加藤委員の質問に対する審議官の答弁の中でも問題があつたわけでありまして、結果的にそういうような問題に対する処理ないし考え方というものは、何も審議官だけを追及しようというところはないのですが、通産当局における考え方というのが結果的にあつた美浜問題の処理というのではないかと、こう考えるわけでありまして、できればその問題については具体的に質問したいのであります。きょうは法案の審議でございまして、省略したいと思つています。

ただ、私は次の点について注意を喚起するところにも、その見解を明らかにしてもらいたいと思つたのであります。まず第一に、安全設計、特に地震や台風対策について、さき大臣からやつておられることとございまして、簡単にでけつておりますが、その対策についての基本的な考え方を明示し願いたいと思つています。

次に、運転している最中の不測の事故を防ぐために、安全装置は万全かということであります。先ほど大臣はこれこれこうやってヒューズが云々なんということを言っておりましたけれども、それはそれといたしまして、緊急炉心冷却システム、いわゆる ECCS をめぐって国際的な論争がいろいろあるわけでありまして、これをエネルギーギヤールとしてどうとらえて、どう対処しようとしているのかということでもあります。

それから、コンピュータ問題におけるところの、施設は万全であつてもあのような事故が起きたという一つの条件の中で、私も実地調査をしてわかつたわけでありまして、決して誤りがあつたかどうかということでもございせんが、誤認、いわゆる軽々見た、あるいは間違つて判断した、こういうような条件があるようでもあります。そのような点は、ハンドルの使い方一つによって大きな事故が発生するわけでありまして、こういう誤操作の防止対策についてはどうすべきかということが問題点になるかと思つたわけでありまして、あるいは事故があつた場合、周辺への影響が押えられるか。美浜における問題のような条件の場合において、いろいろ海水浴をしてみたり、魚を食べてみたり、何だかんだと、事故が起きて安全だ、安全だといつてみたつて、結果的にその安全が不確定なものであつたということがあるわけでございますけれども、そういうような影響を押える措置というのは、現在においてどのように行なわれておるかということでもあります。

さらにまた、五番目に、安全審査が甘過ぎるという意見がいまもつぱらであるわけでありまして、こういう点についてどのような対策を立てておられるか。

これらの疑問点は、この法案を審議する上に、発電用原子炉という問題が最も基本になるわけでありまして、これらの点について、簡略でございまして、これらから、それぞれの項目について御答弁をいただきたいと思つております。

○生田政府委員 最初の地震と台風の問題でござ

いますけれども、原子力発電所の場合、台風の影響というのはほとんど無視してよろしいかと思つております。

問題は地震でございますが、安全審査に際しまして、それぞれの原子炉が岩盤の上にとつかりとささえられていて、これを確認しております。したがって、相当大きな地震がありましても、岩盤によつてささえられておりました問題がないというのを確認いたしまして、安全審査を行ない、許可をしておりますので、地震につきましても、大丈夫であるというように確信を持っております。

それから誤操作の点でございますが、一つは、従業員の教育、訓練を今後とも十分に念を入れてやつてまいりたいと思つてございまして、先ほど大臣からも御答弁がございましたように、原子炉の設計自身が幾つかの段階におきまして十分な安全装置を内蔵したものでございまして、装置といたしましても十分安全が確保される。誤操作がございまして動かなくなるというように安全装置が施されておりますので、従業員の教育、訓練と相まちまして、その点につきましても万全を期しているというように考えている次第でございます。

それから事故の影響でございます。これも先ほど大臣からいろいろ御答弁がございましたけれども、事故と申しますいろいろなものが起きておりますけれども、原子炉の外部、さらには原子力発電所の外部に放射能が漏れまして、それによつて周辺住民に影響を受けるという形のもの、事故は、わが国でも世界的にも、原子力発電所が商業的なものとして登場いたしましたから一件も発生してはなりません。そういう事実もございまして、安全審査におきましても、その点を十分に絶対起さないように審査している次第でございます。

ECCS でございまして、アメリカのアイダホの実験に基づいて論争がある点であらうかと解釈しておりますが、この点につきましてもいろいろな

議論がございまして、内容につきましては省略させていただきます。

ただ、わが国の安全審査におきましては、その実験の結果を取り入れて、ECCS が働きますのは、一番太い水のパイプが、ギロチン破断と申しますが、ちょうどギロチンで首を切り落としますような形で一本にすばつと切れてしまつて、そういう事故のときに ECCS の効果があるわけでございます。効果があらうと申しますか、そういう極端な場合に備へまして ECCS という装置を備へているわけでございますが、そういう事故の起きる可能性は非常にまれであるという点が第一と、それからさらにそういう事故が起きましても、その結果 ECCS による冷却効果が起こらないということになりましてもだいじょうぶでありますように、安全審査におきましては冷却効果がゼロであるという前提で計算、解析を行なつておりますので、先ほどの論争につきましても問題点はないと思つてございまして、わが国の安全審査上は問題はない、かように考えております。

○佐野(進)委員 それでは、発電原子炉の問題についてはその程度にとどめまして、次に放射能、いわゆる廃棄物の取り扱いについて質問してみたいと思つたわけでありまして、

原子力発電に伴つて生ずる放射性物質の廃棄処理については、けさはともそれぞれ質疑があつたわけでありまして、この点について、先ほどの御答弁の中でもいまだ基準が確定してない。こういう状況の中でこのまま建設を進めていくというところについては非常に危険性があるのではないかと、こう思つたわけでありまして、この基準をいつごろどのようにして定めるか、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思つたわけでありまして、

それから処理の過程の中で、結局でき上がったものを保管する、最終的に廃棄物になったものを保管するところまではエネルギー庁長官から答弁があつたわけでありまして、保管したあと

それをどうするのかという御答弁がないわけでありまして、そのあとの問題について、この際明らかにしておいていただきたいと思つたわけでありまして、環境庁の森局長がお見えになつておられるのでございまして、そのような形の中で保管の処理の方法等についてどのように対処されようとおるか、こういう点の御答弁をお願いしたいと思つたわけでありまして、

「委員長退席、武藤(嘉)委員長代理着席」

さらに、それに関連いたしまして、原子力発電所及び核燃料処理工場から放出される放射能についてまだ考え方が世界的に確立されておらないようございまして、これらについて科学技術庁や電力会社は、自然に存在する放射能をはるかに下回る量しか出してないから安全である、こういう言い方をしておるようございまして、しかしこれは、はたしてそうなのかどうかのかわかりませんし、非常に危険性があるのではないかと、これまた環境庁の御答弁をいただきたいと思つたわけでありまして、

○生田政府委員 数点御指摘がございましたけれども、多少順序を違へて恐縮でございますが、放射性廃棄物の処理の問題からお答え申し上げます。

ただいま御指摘の点は、原子力発電所から出てまいります固体廃棄物の処理の問題であらうかと思つております。これは先生御承知と思いますが、現在は発電所の構内に貯蔵しております。ただ将来の問題といたしまして、原子力発電所の数もふえ、原子力発電所の稼働の年数もたつてまいりますので、放射性廃棄物の量が非常にふえてまいりますので、その最終的な処理と処分の方法を検討しなければならぬというふうに考えております。四十九年度の予算におきまして放射性廃棄物の処理処分センターという新しい機構をつくらすための調査費の予算をいたしておりますので、その調査費を使いまして放射性廃棄物を最終的にどういうふうな処理し、処分したらよろしいかという方法を検討し、その処理、処分を行なうための

それから第一の基準の点でございまずけれども、これは最後の点の環境放射能の問題とおそろしく同じ点の御指摘であろうかと思ひますので、あわせてお答え申し上げますが、基準といいたしましては、午前中にもお答え申し上げましたように、国際放射線防護委員会、いわゆる ICRP の基準がございまして、環境放射能の基準は五百ミリレム、つまり〇・五レムでございします。わが国の法令におきましてもその基準をそのまま取り入れておりますけれども、ICRP におきましては、その基準と同時に、その基準で満足するということではなくて、できるだけ低く、つまり容易に達成し得る限界まで低くというような勧告をいたしておりますので、その基準を下回れば下回ったほうがよいという考え方でございまして、現在の原子力発電所はその大体百分の一以下の放射能の放出に押えているわけでございします。

それから自然放射能との関係でございますけれども、これは先ほど先生も御指摘になりましたように、人類は自然放射能をかなり多量に浴びているわけでございます。これは太古の昔から同じでございまして、わが国の場合、平均いたしました年間百ミリレム程度の放射能を浴びております。

これは地域差が非常にございまして、日本列島の場合で申しますと、日本の中央で東と西に分けますと東のほうが高く、西のほうが高くなっております。たとえば東京と関西、岡山、神戸あたりと比較しますと、大体年間で五十ミリレムぐらゐの差がございまして、ですから、東京と関西との地域差と比較いたしましても、その十分の一程度あるいはそれ以下に原子力発電所からの環境放射能は押えているわけにございまして、非常に小さいと思えます。

さらに自然放射能につきましては、その地域差のほかに自然の岩石その他の利用につきましては非常に差がございました。一例を申し上げますと、本造の家屋に住んでおります場合とコンクリートの

び方が非常に違うわけでございまして、先般科学技術特別委員会におきまして参考人として放射能の専門家の御意見を伺ったわけでございますが、そのときも、一般の木造家屋と団地のようなコンクリートの家屋、それを比べますと年間にいたしまして二十ミリレムぐらゐ違うというような計算がございました。それから、多少はばかることかもしれませんが、特に本館のほうは御影石、大理石その他を使いました非常にりっぱな建物でございしますのので、放射能は非常に多いそうでございまして、国會議事堂の中と外では大体五十ミリレムぐらゐ、つまり原子力発電所の放射能の十倍ぐらゐの差があるということでございます。自然放射能のそういう地域あるいは構造的な差と比べますと、原子力発電所から出ます放射能は非常に少ないというところでございますので、私どもはそれで問題はないと解釈してよろしいのではないかと、いうふうに考えております。

○森(整)政府委員 放射性物質の問題につきましては科学技術庁において処理しておりますので、先ほどの答弁によって御承知をいただきたいと思います。

○佐野(進)委員　環境庁のほうからおいでを願って、放射性物質のいろいろな問題について質問を申し上げたいと思っておったわけですが、時間の関係もございますのでひとつ省略をして、それでは法律案の内部の質問に入りたいと思います。法律案の具体的な問題としてこれから残された時間、質問を続けてみたいと思うわけであります。

まず第一に、本法の目的中「電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要である」とされているわけですが、現在、安全問題、公害問題等の理由によって、電源の立地難におちいり、電源開発は遅々として進まないうのが現状であるわけでございます。そこで電力の需給は逼迫の度が増えられて、数年を経ずして

○山形政府委員 今回の法案におきましては、原子力、水力、火力等の周辺地域におきます公共施設の整備を促進いたしましたして、地域住民の福祉の向上をはかることを目的としておるわけでございますが、この点につきましては、関係地方公共団体からの非常に強い御要望があるわけでございます。もちろんいま先生のお話のとおり、地域住民の安全の問題、公害の問題、これが解決されませんと進まないわけでございまして、むしろそれが第一義的な問題だと私思っておるわけでございませ

すが、反面、いま申し上げましたような地域からの強い要望もございます。むしろこれは車の両輪のような関係に相なっておると思うわけでございまして、今後の原子力発電を中心とする電源開闢の進め方といたしましては、安全確保と公害を防止するということを前提にして、いま申し上げましたような強い要望に沿った地域の福祉の向上ということををはかることによりまして、この両方が両立する限りにおいて相当の効果が本法成立の際には期待できるのでないかと考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 それでは次に第二条関係の質問をしてみたいと思います。

発電用施設とは、一定規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものとなっておりますわけですが、一定規模及び原子力関連施設、こういうものはどうい

○山形政府委員　簡単に御答弁申し上げますと、政令で定めます規模といたしましては、これはまだきまつておるわけございませんが、一応腹づもりといたしましては、一般的には三十五万キロワット程度といたしたいと思つておるわけでございます。しかしながら、地熱とか水力につきましては、おのずからその規模につきまして三十五万は高過ぎるわけでございますので、むしろこれを一万キロワット程度ということでこまめにいろいろな地点を開発するほうがいいのではないかと考えております。また原子炉につきましては十五万キロワット程度とする方針で、大体いま検討を内部的に進めているわけでございます。

なお、沖繩県の問題につきましては、これは地域の特殊性でございまして、その特殊性に応じました特例を設ける方向で検討いたしておるわけでございます。

それから原子力発電と密接な関連を有する施設につきましては、例示的に申し上げます、新型動力炉実験炉、それから二番目が発電用原子炉の安全研究用の原子炉、それから三番目が使用済み核燃料再処理施設、四番目が大型使用済み核燃料等の検査のための施設、五番目が放射性固体廃棄

物の集中処理をいたしますための処分の施設、の辺が当然にみんな密接に関係する施設でございますので、さしあたりはこういう五点についていま考えているわけでございます。

○佐野(進)委員 次に、第三条関係で質問をしてみたいと思います。

地点の指定にあたってはこれを慎重にすること

は当然のことですが、指定要件を備えているものについてすべて指定される、こういうふうに解釈していいのかどうかというところであります。また、現在電源開発調整審議会の決定を受けた地点はすべて指定される、こういうふうに解釈していいのかどうか、この二点について明らかにしたいかと思ひます。

○山形政府委員 最初に、先ほど答弁いたしましたのが若干違っておりますので、御訂正申し上げたいと思います。

規模の問題につきまして、原子力発電所が十五万キロワットと申し上げましたけれども、原子力発電所も原則としては三十五万キロワットでございます。先ほど申し上げました十五万というものは、動燃事業団で関係いたしております研究用の原子炉につきましては、むしろその性質に近づけて十五万を考へておるといふことでございす。一般的には原子力発電所は三十五万でございすので、御訂正申し上げます。

それから三条関係の問題でございますが、地点の指定にあたりましては、主務大臣が、発電用施設の設置計画が確定であること、それから移転促進地域または工業集積の程度が一定以上の地域に属さないこと、それから公共用施設の整備が発電用施設の設置の円滑化に資することという三つの指定要件を備えている地点につきまして、関係行政機関の長と協議の上これを指定するということになっておりますが、この場合には原則としてこの要件が充足されれば全部指定いたす方針でございます。

またもう一つの御質問の、現在電調審で決定を受けているものにつきましては、これは当然にこの施設の設置計画が確定であるという要件を充足いたしておるわけでございすので、あと二つの、いわゆる移転促進地域等特別な地域に属さないことと、施設の設置の円滑化に資するという二つの要件は、具体的にケース・バイ・ケースでこれを見なければいかぬわけでございす。これにつきましてもできる限りこれを指定するといふ方向で考えていきたいと思ひます。

○佐野(進)委員 それでは次に四條、六條関係について一括質問してみたいと思ひます。  
整備計画の対象となる周辺地域の範囲でございす。発電所の立地により影響を受けながら計画の対象外となる市町村に対してどのように配慮するか、いろいろ説明は書いてありますが、この

際明らかにしていただきたいと思ひます。

また、発電用施設関連施設といふのは、具体的にどの程度発電用施設に関連性を持つていければいいのか、この運用いかによつては公共施設の範囲もおのずと左右されるので、この辺の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、電力会社等の地元に対する協力についてであります。第六條においてこのことが明記されておりますが、単に発電税を納め交付金の財源としておるといふことで協力は十分であるといふ考へを持つておられるのかどうか。まあ実際上はそういうことではないのではありませんか、結果的に電力会社もこの税を納める以上に協力するような形になつていくのではないかと、こういうふうに考へるわけであります。その点がどうであるかという点であります。

次に、地元に対しても有力な企業として地域社会の発展に対して寄与する、そういうような姿勢をもつて、電力会社も税金を納めているんだからいいんだということだけでなく、そういう姿勢をとらせなければならぬし、そう指導していくべきであると思ひますが、この点について見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○山形政府委員 四條関係でございす。整備計画の対象地域の範囲につきましては、原則として、水力につきましても、その発電用施設が所在する市町村の区域ということになつておるわけでございす。原子力と火力につきましても、この所在する市町村だけにどまりません。さらに隣接する市町村の区域も含むことといひまして、その市町村間のバランスを考へておるわけでございす。なお、特に必要があると思へられます場合には、それ以上またその外に隣接します市町村につきましても、その地域の実態に応じましてこれを地域の範囲内に入れるという配慮をいたしておるわけでございす。

【武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席】  
それから、発電用施設関連施設と申し上げますのは、具体的に申し上げますと、工事用の道路、

荷揚げ用の岸壁、発電所用の用水道など、発電所をつくり出すときに当然に必要とされる施設でございす。この辺につきましても、できる限りこれを広くとりまして、地域の発展、地域の福祉の向上にこれを實質上寄与させたいと考へておるわけでございす。なお、ケース・バイ・ケースで地元住民の意向を十分尊重いたしまして、この施設の解釈につきましても広く解釈いたしたいと考へておるわけでございす。

それから六條の関係で、電力会社は税金を納めておるだけでも十分ではないか、ほかに何もさせない、協力をさせないといふことは全然ございせん。六條の設定されております趣旨もそういうところから出ておるわけでございまして、地域の有力企業でございすので、指導的な役割りを地域開発のために当然にやるべきだと思つておるわけでございす。

具体的に申し上げますと、地域社会の発展に寄与するため、工事用の道路、荷揚げ用の岸壁等の発電用施設関連施設の工事計画等につきましても、都道府県知事をつくりまして整備計画にかかわる事業との調和がとれるように、自分かつてなことでなく全体の整備計画との調和を当然考へるべきであるといふのが第一点でございす。

それから二番目は、発電所の温水とか蒸気を利用いたしますとえは養魚場の施設等につきましても、相当の技術の蓄積が発電所側にございすので、この辺につきましても、地域全体のために技術的な資料の提供なり、具体的な工事の進め方に対する協力を行なうということが六條の趣旨でございす。

○佐野(進)委員 最後に、法律の内容について質問をしてみたいと思ひます。  
交付金の問題であります。税金の問題につきましても大蔵委員会が審議が續けられておるようでありまして、交付金の内容について、大蔵省のほうと大臣に質問してみたいと思ひます。  
この交付金制度というのは、新しく法律が修正

された一つのみそといふかかなめといふか、そういうことになつておるのであります。この交付金制度の運用というものが非常にむずかしい。いわゆる税として徴収したものを交付金として交付する、そういうような形の中でのいろいろな問題が生じてくるわけでありますけれども、交付をするにあつた一応交付要件を定めておるようでありまして、物価とかあるいは発電所建設工事の難易等を勘案した上で、社会の実情に沿つて弾力的に運営する、こういうようなことになつていくであらうと思ひます。この点について私が先ほど申し上げておるうちに、わが党は、地域住民の了解がまだ十分に得られない、こういうような形の中でいまこの法案を審議していくといふことについては反対であるといふ基本的な立場に立つて、この点についていままでの質問をしておるわけであります。しかし、交付金の運用というものが、先ほど大臣に質問したように、いわゆるあめを与える形の中においてその反対運動を軟化させる、具体的な問題解決をはかるという形ではなくして、金で問題を解決しよう、こういうような形にとられやすいのであります。この運用についての基本的な考へ方を大臣と大蔵省の禰河主計官にお尋ねをしてみたいと思ひます。

○禰河説明員 ちょっと事務的な問題のほうから先にお答えさせていただきますと思ひます。  
今度の電源開発促進のための交付金の中身でございす。現在この交付金につきましては事務的に検討中でございます。まだ最終的な段階に達していませんが、やはりその目的が、発電用施設の周辺地域の住民の福祉の向上をはかることによりまして電源立地の促進に資する、そういう目的に合うようにいろいろ検討いたしてございす。現在私どもが考へておりますその内容といひましては、大体百億余りの目的税の中から約八十二億近くを所在市町村、それからその周辺の市町村に対します。いろいろの公共施設の整備に充てる金として考へております。また、八億八千五



百万円ほどをその電源立地に直接結びつきますところの安全確保のための資金ということで考えてございます。

その中身につきましては、いろいろその実態を見ながら、発電用施設の種類の応じてその単価をいろいろ考えて区分してみるとか、あるいはあまりに一どきに特定の市町村に行くことは、地方財政上も極端な場合には問題が起こるかもしれないという観点から、やはり頭打ちを設けたほうがいいとか、あるいは最低保障を設けたほうがいいじゃないかとかいうふうなことで、いろいろ現在検討中でございますが、要はこの法律の趣旨に最も合致するように私ども十分配慮してまいりたい、かように考えております。

○中曾根国務大臣 いろいろ公共事業的な仕事に交付金として交付するのめつけようでございますが、一面においてはやはり安全の確保、モニタリング、そういうような安全の確保のため、それからもう一つは保健衛生、環境の保護、こういうような目的も大いに重視して交付金をきめていきたいと思っております。

○佐野通委員 それでは最後に質問をいたしたいと思います。

私は先ほど来いろいろの角度から質問を続けてきたわけでありまして、結果的にこの法律が国民の福祉に合致し、国民がこのことによつて安全性や公害その他について不安のない状況の中で、時代に適合した条件の中で電力の供給が受けられる、そういう条件をつくり出す、そういうために本法がその役割を果たすということになることをわれわれは何も基本的に反対しているわけではないわけでありまして、現状の中でこの法律案が強行に審議が進められるという条件は、いままでも申し上げたように非常に幾多の危険性を感じることが多いわけでありまして、したがって、この点については、大臣と基本的な問題として質疑を続けてきたわけでありまして、最後に大臣に、それらの点についての考え方をいま一度総括的にひとつ明らかにしていただきたいということであ

ります。

さらに、長官に対しましては、この発電税は結果的に会社が損をして税金に取られる、そのマイナス点だけをそのままにしておいて済むわけではございませんで形を変えて税金が料金に変わる、こういうことは当然あり得ることでありまして、たとえこの際やらなくても、この次の際にはそれが料金の中に組み込まれていくということになれば、結果的に目的税的な形で取られていながら料金の値上げとなつて一般大衆が負担する、国民が負担する、こういうふうなことになるわけであります。そういう点について研究をしてあるのかどうか、そういう点について研究をしてあるのかどうか、そうすべきではないかと思つて、この点についての考えをひとつ明らかにしていただきたいし、この点については大蔵省にもそういう点についての見解をひとつお聞きしておきたいと思つております。

さらにまた交付金の交付がすでにできている発電所の立地周辺と著しいアンバランスを生ずる場合、これは是正をはかるような配慮が必要になつてくるのではないかと、これは当然のことでありまして、この点についてはひとつ大臣に先ほどの答弁と関連してその見解を明らかにしていただき、私の質問を終わりたいと思つております。

○中曾根国務大臣 まず既設の発電所設置都道府県、市町村等とのアンバランスの問題については、よほど注意して不公平が起きないように努力しなければなりません。

それから一面において、固定資産税の方面において、既設の発電所設置市町村についていろいろ考慮することでございますけれども、その点と見合つてわれわれは交付基準その他において考えてみたいと思つております。

それから本法案を施行するにあつて一番大事なことは、やはり安全性の確保と環境の確保という二つの点であるだろうと思つております。安全性の問題についてはいろいろと御注意をいただきましたから、いやが上にも安全を確保するように原子力

委員会及びわが資源エネルギー庁が中心になりまして、さらに検討を加え、改善を加えてまいりたいと思つて、公害問題につきましても環境基準を厳正に守つて、しかもその基準を次第にきびしくしていく、そういう態度をもつて進んでいきたいと思つております。

○山形政府委員 電源開発促進税とこれの負担の問題でございますけれども、一応われわれの考えといたしましては、この電源開発促進税は当然に公租公課の一部でございます。したがって、これを料金の中に入れるのが私は一応の理論上の筋であらうと考えておるわけでございます。

今回、キロワットアワー当たり八錢五厘の税額に相なるわけでございますが、これは現行料金体系全体の中で一・二%でございます。いまの申請時を前提にしますと〇・七%のものでございまして、もちろんしかし、これはその比率が小さいからといつてわれわれはあれするわけでございませうが、今後一そう電力会社の合理化を要請いたしますとともに、こういう国民の全体の力によつて電源開発が進むということをお願いしておるわけでございまして、これを今後全然料金の中にはね返さなないということは私は無理ではないかと考えるわけでございまして。

○禿河説明員 大蔵省のサイドから、最終的にちよつと一言お答えさせていただきたいと思つて、確かに一般論といたしましては、先生御指摘のとおり、ある財源をある特定の歳出目的にいわばひもつきの充てるといういわゆる特定財源という制度、これは一般的に見まして私ども必ずしも好ましいとは考えてございせん。しかし、歳出のいかんによりましては、その財源を一般の税負担とかいふふうなものに求めますよりも、受益者とかあるいは原因者等に求めるといふことが公正であり、かつ効率的だといふ場合もございまして、そういう場合には、やはり特定のものの負担によりまふところの特定財源ということがむしろ望ましいといふ場合もあると思つて、今回のこの電源開発の促進の問題といたしまし

ては、やはり私もいろいろ検討いたしましたけれども、今後の電力の需給状況等に照らしてみまして、やはり発電用施設の周辺地域の公共用施設を整備促進することによりまして、地域社会の福祉の向上をはかるというふうな観点から、そのための財源というものはやはり電気の安定供給を確保される利益というものは、そういうものに着目いたしまして電力会社に課税する今度の税、それによるのが適当と、かように考えたような次第でございます。

○濱野委員長 上坂昇君。

○上坂委員 発電用施設周辺地域整備法案に関連をして質問をいたしたいと思つて、とにかく早くこの法案を通してくれと思うのです、大臣。何で通してくれというのかと思つたら、とにかく金が来るといふのです、金をもらいたいという、いろいろな施設をやるのに。私は金をもらうのはいいけれども、保育所をつくつたり、道路をつくつたり、いろいろなそういう環境施設をやるのは地方自治体の役目じゃないのか、わざわざ非常に安全でない不安のあるものを持つてきて、そこから生み出されたお金をもらわなくてもいいじゃないか、こういうことを言つたのですがね。ところが、やはりお金をもらえればそれでいいのだ、こういうふうには言つておるわけでありまして、政府の思つた通りにまづてきておるのではないかと、うふうふに思つて、たいへんこれは甘いあめであるなといふふうに考えるわけでありまして、そういう法案であるわけでありまして、ですから、今度特別に水力発電のはうまで、これから水力発電が一体できるのかどうか見当がつかないのでありますが、そういうところまで金を出そうという行き方をしておるといふことについてたいへんごまかしをしておるのではないかと、うふうふに思つておるわけでありまして、そういう点で、基本的にまず大臣に、私がいま述べましたようなことはどういふふうにお考えになつておるのか、お聞きしたいと思つて、

も、わが国の原子炉メーカーの技術の消化が進んでおきますので、事故の対策その他につきましても、相当程度国内の原子炉メーカーの手によって、対策が講じられ、改善されるという段階でござい

ます。

燃料棒につきましても同様でございます。特にその燃料棒を実際に使用している状態での検査をするということが今後の技術開発につきましても非常に重要でございます。原子力研究所に大型ホットラボラトリという施設を設けて、そこで原子炉が実際に使っているような状態で試験をするという装置をつくることにしておりますので、それが完成いたしますと、ますますその点の技術の研究が進むというように考えております。

○上坂委員 この協定の中で、十二条のC項についてお伺いしたいのですが、ブルトニウムと濃縮ウランを日本がアメリカから購入するわけでありまして、それを原発その他で利用する。その場合、日本のどちらかの国がこの協定を破棄した場合、アメリカは、それまでに日本に売ったブルトニウム、それからウラン二三五その他の物質を適当な価格で全部日本から引き揚げる、こういう協定になっているようにありますが、もしそういう事態が一たん起こるといふことになりまして、日本の原子力産業といふのは一切がつかないストップしてしまうのではないかと、いふふうに考えるわけでありまして、これは厳密に解釈をすれば、そういう解釈をしていいのかわか、この点をお伺いしたいと思います。

○生田政府委員 協定上の規定でございますけれども、日本原子力協定が破棄された段階になりますと、これは当然のことでございますけれども、アメリカ側からの供給の義務が消滅するわけでございます。濃縮ウランの入手は、少なくとも協定が存続しております時期と比較いたしますとかなり困難になると考えております。ただ私も、日本原子力協定が破棄されるような事態はまずまず起こらないだろうというふうに考えております。

○上坂委員 そこで、今度は具体的に東電の福島原発についてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

この前は二号炉に、先ほど言いましたいわれる

燃料棒の中に対するガドリニアの混入のミスの問題がありました。今度は制御棒の駆動ポンプの故障があって、そして運転を停止しておるわけでありまして。私はいつも言うのですが、どうも原発の事故、特に東電の事故の場合、炉心に事故が起きる、あるいはミスが起きるといふことは非常に問題ではないかというふうに考えざるを得ないわけですね。この前の質問のときにもそのことを申し上げたのですが、今度もやはり制御棒の駆動ポンプが故障しておるわけでありまして。この前は、ガドリニアのベレットに対する混入の問題と、もう一つは、いわゆる制御棒の取りつけの逆転の問題についている質問をし、回答をいただいたわけでありまして、こういうところにも、またまた技術的な事故が起る、起るというところは、またまた技術的に問題があるんじゃないか。特に、火力発電とか何かと違って、これは燃やして熱を出すというんじやなくて、なるべく燃えることをずっと押えながら熱を出していくということに主力を置いているところの制御棒ですね、そこに問題があるというところになりますと、一番基本的な、基礎的な、初歩的なところにミスが多い。こんなことであると、一番基本的なところに問題があるんだから、そのほかのところには問題が起きないというはずがない、こう考えざるを得ないわけでありまして、この福島原発の一号炉の問題について、これはどういふ点で故障が起るおそれがあるのか、そしてまた、こういう故障が起きたとき、単に電気会社のはうから報告を受けただけで判断をするのか、それともきちんとして、立ち入り検査をやつて、そして原因を追及していくのか、この辺のところを明らかにしてもらいたいというふうに思うのです。

それから大臣には、この前は大臣おいでになりましたが、先ほど質問の要旨がわからなかったと思うのですが、先ほど申し上げましたように、一番基本的なところにミスが非常に多いわけですね。そうなりますと、ほかのところにもミスが多いというように考えざるを得ないのです。そして、先ほど佐野委員とのやりとりの中で、ミスということで片づけてしまいたいようなお話がありました。故障という言い方を言いたくないというように話がありましたけれども、実際問題としては、この間、井上審議官は、運転中のミスといえどもこれは事故として取り扱うのである、そのぐらい慎重にやらないと原子力発電所はだめなんだ、こういうような答えがあったわけでありまして。そういう点について大臣の見解をお述べいただきたい。○中曾根国務大臣 取り扱う者の心得としては、確かに運転中のミスといえども故障と心得る、そういう考え方が正しいと思っております。私もそういう心がまえをもって操作を行なわせるように、いやが上にも戒心して行なうようにしたいと思っております。

○井上説明員 福島原子力発電所の第一号機でございますが、五月三日に御指摘の制御棒駆動水系統ポンプに異常が発見されまして、五月四日から点検修理のために停止中でございます。ポンプを分解、点検いたしました結果は、軸部の損傷、軸封部の摩耗が認められまして、新しい部品に取りかえることにいたしました。予備のポンプにつきましても、この停止時にあわせて点検を行ないまして、密封リングの取りかえなど所要の調整を行なうことにいたしております。作業には約三週間が予定されておる次第でございます。

なお、本ポンプは、原子炉の起動、停止、負荷変更の際に働く制御棒駆動水系統に高圧水を供給するものでございまして、たとえ二台停止いたしましたとしても、原子炉を緊急に停止するために必要の高圧水は、スクラムアキュムレーター等によりまして確保されておりますので、原子炉の安全性につきましては問題ございません。ただ、現在、先ほど申し上げましたように、停止いたしました点検、修理を行なっておりますので、その結果を十分確認いたしましたから再度スタートする、安全性につきましては、十二分に確認をする、かように考えている次第でございます。

に考えている次第でございます。

○上坂委員 こわれたり何かしたのは取りかえれば直るといふような発想のしかただと思ふのです。が、それでは、いつでも取りかえなければいけません。ところが、同じ材質で同じ種類のポンプを取りかえていたのでは、いま起きたような事故というのとはまた早晩起るのではないかと私は思うようになります。考えざるを得ない。第一原発の場合でも大体一年半か二年程度でこういう事故が起きておるわけですね。これから原子力発電所の場合には約三千年間ずっと続けてやるということに大體なっているようにありますが、同じものをつくつたのでは相変わらずまただめになっちゃうんじゃないかと思ふのです。そういう点はどうなんでしょうか。これは全く違ったものを取りかえるのですか。

○井上説明員 その点につきましては、原因をよく探求いたしまして、再びかようなことが起こらないように十分注意をしたい、かように考えております。

○上坂委員 その原因追及はどこまでおやりになるのですか。これはやっぱり東電から東電にまかせて、東電でしかやらない。安全審査というものは、エネルギー庁といふんです。政府のほうではこれは全然ノータッチという形で、電力資本に一切がつかないおまかせだ、あるいは電力資本と契約している電機会社に全部おまかせなんだ、こういうふうな受けとめていいわけですか。

○井上説明員 修理につきましては、その修理の内容、やり方等につきまして、私もものほうでも十分検討をいたしたい、その結果については安全性を確認したい、かように考えております。

○上坂委員 それは向こうからの報告に基づいて書類上点検をして、あとその書類にマッチしていればそれでよろしい、こういう結果になってしまふのじゃないかというふうに私は思いますが、そういうことですか。

○井上説明員 現物についても十分検査をいたす所存でございます。

○上坂委員 現物についても十分注意するし、検査をするわけですが、いまのポンプについては、やっぱり同じものを使うわけですか。

○井上説明員 修理のやり方、内容につきましても検討いたしまして、もとのままではだめだという結論であれば当然変えるということになろうかと思ひます。

○上坂委員 これは大臣にもお聞きいただきたいと思うのですが、そういうふうなことで繰り返していくと、新しいものを生み出していくまでかなりの時間がかかって、その間また発電を停止するしかないということになってきて、一体原子力発電所というのはどうなっているのだらうということになって、住民の不安というのはあとを絶たないというような状態が続くだろうと私は考えるわけがあります。

そこで、この問題はおきまして、もう一つお伺いしますが、実は二月の福島県の県会で、福島原発の一号炉についての放射能漏れの問題が提起されました。この問題を提起した私どものほうの議員にいろいろ懲罰動議が出されて、それに引っかけたわけですが、これは大山鳴動牛も一匹で何も出なかったわけですが、その場合、こういう事態が起きたのであります。それは三月の十一日にその議員が一般質問をすることになっておりました。その一般質問について、三月の八日ごろから知事部局がいわゆる質問の自身を聞きにきていたわけでありまして、それで十一日から質問が始まることになりました。八日、九日にすでに内容を全部知事のほうに通告をした。ところが、十日になったら福島原発第一号炉がとまっちゃったのです。それは真夜中にとめたのです。その次の日の十時ごろから一般質問に入るわけだったのですが、もうそのときにはとまっちゃった。とまった理由というのは、これは送電線の修理だというふうに理由づけしておるわけです。ところが、実際に私どものほうで調べますと、その付近にありますところの変電所といいますが、福島開閉所というわけですが、そこでは何らの工

事もやっていなかった。したがって、これは質問があるということ、えらいことになったということとでとめたのです。そして放射能漏れは絶対になかった、こういうことを主張をして、それをたいへんたくさんさんのビラを刷ってそして市民に訴えている。こういうやり方を実際しておるわけですが、このスチーム管の蒸気漏れでありまして、この問題について、エネルギー庁のほうではこれを把握しているかどうか、お伺いをしたいというふうな思ひです。

○生田政府委員 本件につきましては、科学技術庁で立ち入り検査をいたしましたので、私からお答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘でございますけれども、たまたま福島県議会の御質問と、この運転停止の時期とがほとんど同じような時期になりましたので誤解をされたのではないかと思ひますが、私どもで調べました事実関係は次に申し述べようなことでございます。

三月の十日から三月の二十六日まで福島の一機の運転を停止するというところでございまして、それを東京電力が発表いたしましたのは三月五日でございます。ということでございますので、県議会において御質問がありましたのが三月十一日でございます。ただいま先生の御指摘で、その旨県庁に御連絡をされたのが三月八日と伺いましたけれども、それ以前に、三月五日に十日から二十六日まで運転停止をするというのを発表しておりますので、その県議会での御質問があるというところを知りまして急いで運転停止をきめたというところではございません。

それからもう一つは、送電線の問題でございますけれども、福島の一機の試運転の開始に備えまして、送電線と送電線の保護装置の増強工事のことし一月から六月にかけまして東京電力が実施中でございます。この増強工事を実施いたしますために、三月の二十一日に大熊線の一号、これは送電線でございますが、それを停止する必要があるでございますので、この送電線の停止に合わせまして

福島の一機を停止いたしました。点検作業を三月の十日から二十六日まで実施したということでございます。この大熊線、送電線の停止、それからその停止のあとの作業の日程でございますが、それにつきましては同じく三月の五日に東京電力から発表して予定どおり実施しております。これは大熊線の一号につきましては三月二十一日の八時から二十時まで、それから大熊線の二号につきましては三月二十二日の九時から十五時までは、大熊線の三号につきましては三月二十三日の八時から十二時まで、大熊線の四号につきましては三月二十三日の十三時から十七時までというところでございます。

この問題につきましては、三月の十八日から二十日まで三日間、科学技術庁から職員二名を現地に派遣いたしました。立ち入り調査を行ないまして、ただいま御説明申し上げました事実関係を調査いたしました確認した次第でございます。

○上坂委員 いまの一号炉のほうの停止は、どういう原因でとめたのですか。いまのお答えですと、送電線は送電線のほうで別な工事とめていて、それから一号機は一号機で三月の五日にこれはとめなければならぬということで発表をしてとめた、こういうお話ですが、これはどういう故障でとめたのですか。

○生田政府委員 ただいまごたと御説明申し上げましたのでおわかりにくださったと思ひます。そのおわび申し上げてもう一度御説明申し上げます。三月の二十一日に大熊線一号という送電線を停止いたしますので、それに合わせて三月の十日から二十六日まで点検をするというところで、福島の一機を停止したわけでございます。つまりこの送電線を停止いたしますと、福島の一機も停止する必要がありますので、それに合わせて点検の期間を入れますと十日から二十六日まで期間停止したということでございます。

○上坂委員 東電側が三月五日に発表したということですが、その発表の形式はどういう形でやられているのか。

それから、立ち入り検査をエネルギー庁でやったというのですが、これは何日におやりになったのか。

○生田政府委員 三月の十八日に本件につきましては立ち入り検査をいたしました調査をいたしました。三日間やったら先ほど申しましたのは、残りの二日間につきましては、ほかの点につきましてもあわせて立ち入り検査をした次第でございます。

○上坂委員 発表はどうですか。

○生田政府委員 新聞に対しては発表をいたしました。ただいま確認しておりますが、科学技術庁、通産省それから県当局に対しては通報してまいりましたのでございまして、私どもはこれを発表したと解釈いたしましたので先ほど申し上げました。あるいは通報を受けたと申し上げたほうが正確であったかもしれませぬので、その点訂正させていただきます。

○上坂委員 これは通報を受けたということになるわけですね。私は申しわけないですけれども、あんまりいまの話信用しないわけですね。というのは、この前からの答弁を聞いていても、大体東電側の報告をうのみにして、それだけで答えているような気がするのです。あと、こっちがしろろとだから、わからないところはどうとどく並べればそれで何とかなるだろうというふうな調子の答弁にしか聞こえないわけですね。実際問題としてはなかなか信用できない。発表するということな点についても、これは報告をするわけでありまして、報告をして、その報告がそれだったという形になって、報告を受けた直後、実はその時点で蒸気漏れがあったわけですね。したがって、その時点で、蒸気漏れがあったときに報告を受けたらすぐに飛んでいって調査をしない限りは、十八日まででいいわけですね。その間には蒸気漏れはもう全部ふさいでしまふのですよ。実は蒸気漏れをしました、ある部屋に一ぱいたまっちゃったのです。たまたまの、これはたいへんだということ、

相当量の放射能の物質がたまつたので、それをあけて表へ放出したのです。そのことについて、ではそれを証明しろというふうに私が言われると、これはニュースソースの問題でたいへんな問題になるから、生活の問題になるから、それは言わない。しかし、そのくらいのところは、ほんとうのことをいえば、三月五日に報告を受けたらすぐに飛んでいって調査をして、どういう事故で、突発的にとまるというのを検査しない限り、これはやはり東電側の報告どおりのみにするしかない、こういうふうに思うのです。そういう点はどうか。

○生田政府委員 たいま御指摘のような点もあるうかと考えまして、先ほど申しましたように、職員二名を派遣いたしまして立ち入り検査をしたわけでございます。立ち入り検査をいたした結果、その蒸気漏れにつきましては、昨年の八月に定期検査をしておりまして、その昨年八月の定期検査以降の段階につきましても、蒸気漏れによります異常な放射能の増加があったとは認められませんでしたので、特に問題がないというように考えたわけでございます。

なお、先生十分御承知のことかと思ひますけれども、原子力発電所におきましては、蒸気漏れがございまして、それがコントロールされないような状態で外部に放出することがないような設計になっておりますし、今回も東電の報告あるいは立ち入り検査の結果によりまして、十分この蒸気漏れに対して適切な対策が講じられていたということを確認しておりますので、一応問題がないという判断をした次第でございます。

○上坂委員 この問題だけでずっとやっていてどうももちがちなかと思ひますが、ちなみに、三月二十五日という運転開始した時期は、福島県議会が終了したんです。これはまさに符節を合わせるという、偶然かもしれませんが、まことにうがつていえるのです。そしてその最終日のうちに、先ほど言った懲罰問題というのが立ち消えになっているのです。そこら辺に非常に

疑問を私は持たざるを得ないわけでありまして。

しかし、自信をもって立ち入り検査をやつて、そしてそうした蒸気漏れはなかったというのであるから、そのことについては、また私のほうでもいろいろ調査をしたり、ある場合においてはニュースソースを明らかにして、もう一度お伺いをするようなことになるかもしれませんが、それまできょうは保留をしたいというふうに思ひます。

そこで、今度はもう一つお伺いをいたしますが、この福島原発については、いま言ったような状況というのは、この前も廃液漏れの時もありまして、そのときもどこにも通知をしないで、そして液が漏れて表へ流れ出て、かなりのスペースを、芝生を汚染した。その汚染をした芝生と土をセンチュウに削り取つて、そしてそれを全部ドラム缶に詰めて、しまつてしまつたわけですね。そしてそのあとで全部きれいにして、新しい芝生を持つてきてみんなに見せるといふようなやり方をしたし、そのときにたまたま県議会でもうこの問題について――原子力の問題についての質問があつた時点でも、県はその問題については全然答えをしない。したがつて、県のほうにも東電側はその事故があつたことを知らせていなかった、こういうようなやり方をしておるわけですね。ですから、今度の場合も私はなかなか信用ができません。そういうことであるということを含んでおいていただきたいというふうに思ひます。

それから、五月十四日に使用済の核燃料の搬出が行なわれることになつたわけでありまして、プリアティッシュ・ニュークリア・フェル社のほうにこれを運んでいくということでありまして、それで再処理をすることになっておるわけでありまして、この再処理をする場合、イギリスの核燃料会社、その工場に持つていって再処理をはかるわけですが、その場合においては日米原子力協定の関連でどういふうな契約の上でこれが行なわれるのであるかということについてお伺いをいたしたい

と思ひます。

○生田政府委員 原子力発電所の核燃料、濃縮ウランでございますが、これにつきましては、現在のところ、先ほど先生の御質問にもございましたようにアメリカから供給されているわけでございますが、これは、あらためて申し上げるまでもございませぬけれども、日米原子力協定によりまして供給されているものでございます。それで、その保障措置と申しますか、その核燃料が平和目的だけに利用されるということを保証される必要がございまして、それは日米原子力協定の第十二条がございまして、この保障措置につきましては国際原子力機関、いわゆるIAEAでございまして、それが移管することとなつておりました、そのために日米IAEA保障措置移管協定という協定が締結されております。この協定に基づきましてわが国といたしましては、IAEA、国際原子力機関に対して設計資料を提出いたしますとか、あるいは核物質の計量管理、施設の運転に關しまして記録の保持をその施設、発電所でございますが、それに義務づけるとか、あるいは核物質の計量管理報告書、施設の運転報告書をIAEAに提出いたしますとか、さらにIAEAの査察員が各施設に立ち入りましてそれらの記録、報告を調べ、検査をする、あるいは在庫の確認をするということを義務づけているわけでございます。

それで、たいま御質問の、今度はアメリカから入手いたしました日本の原子力発電所で使用した使用済みの燃料を再処理のために英国の再処理工場に送る場合でございますが、この事実につきましては、先生御指摘のとおりでございます。わが国から第三国、この場合は英国でございますが、そこにその核燃料物質、つまり使用済みの核燃料でございますが、それが移管されます場合には、先ほど申しました日米IAEA保障措置移管協定に基づきます保障措置は一応その限度内では終了することになっております。ただ、終了されることがなつておりますけれども、わが国の立場といたしまして、わが国からそのような核物質、

つまり使用済み燃料でございますが、それが移転される場合にはそれがあくまで平和利用に限定されるということを確認する必要があります。そのためにわが国から英国に要請いたしました英国とIAEA、すなわち国際原子力機関との間に別途保障措置協定が締結されておりますので、日本が使われまして使用済み燃料が再処理のために英国に移されました、IAEAが保障の責任をとりましてIAEAの手によって平和利用が担保されているという、以上申し上げました、複雑でございますが、そういう仕組みになっております。

○上坂委員 そうすると、その国際原子力機関で管理をしていまの使用済み燃料の再処理の問題ですが、再処理をしますとプルトニウムが出てくるわけでありまして、これは再処理をしてプルトニウムができたならばそれはどのくらいの期間で日本に返還をされるのか。そしてまた返還をされたものについて日本としてはどういふ保管をしていくのか。その点についてお伺いをしたい。

○生田政府委員 現在のところ、そのプルトニウムを日本に持つてくるという計画は固まつておりません。したがつて、現地の再処理工場にプルトニウムが保管されている状態でございます。上坂委員 これは国際原子力機関のほうでプルトニウムというものは管理をしているのか、それともやはり協定によつてアメリカのほうで管理をする責任を持つのか、そこをどうお伺いをしたい。

もう一つは、原子力協定の第九条のB項ですが、「移転されたプルトニウムの純量は、三百六十五キログラムをこえてはならない。」という協定があるわけでありまして、これとはどういふふうな関係になつてくるのか、お伺いをしたいと思います。

○生田政府委員 再処理の結果として発生いたしましたプルトニウムでございますが、所有権は日本側の電力会社にあるわけでございまして、再処理工場がそれを保管する、それでそのプルトニウムが平和利用に限定される保証は国際原子力機関



が行なりという関係でございます。

ただいま先生のお尋ねの第二点でございますが、ちょっと調べておりますので、後ほどお答えさせていただきます。

○上坂委員 次の問題をお伺いをいたしたいと思ひます。これは大臣にお聞きしたいのですが、福島第二原発の設置が四月の三十日に許可になりました。その前に公聴会を開いたし、安全審査会のほうからの答申も出ました。そこで設置を許可したということだろうというふうに思うのですが、実を言いますと、公聴会も聞かれないし設置許可も全然ない、そういう時点ですぐに取りつけ道路がきれいになってきているのです。福島第二原発の場合には双葉郡の富岡町というところに出ているわけですが、これはすばらしい取りつけ道路ができています。その取りつけ道路も鉄道を越えている取りつけ道路なんです。これはたいへんなことだろうと私は思っておりますが、できております。同時にまた、発電所の敷地の敷地、これはいわゆる本体を全部つくる、発電所をつくる敷地のところまではまだいっておりませんけれども、大体事務所からその付近一帯のところは敷地の整地というものは完了をしている、こういう形になっております。なお、最近においては公有水面の埋め立てが許可になりました。そして設置許可がおりないうちにもうどんなにわゆる本体を運ぶ港が建築をされている、こういう状況であります。こうなりますと、電力会社が土地を買ったということによって、これはもう既成の事実で、当然原発は許可になるのだ、こういうことに黙認をされているのだというふうに考えざるを得ないわけでありまして。電力会社がそうした敷地を買ったり、鉄道の上で道路を敷いていった道路をつくる、こういうことについて通産省としては、それはたいへんいいことである、こういうふうに考えて促進されておられるかどうか。大臣は、この点についてはどういうふうにお考えになつておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 いいこととは思ひません。やはり電調審で正式に認可が出てからやるのが常道であると思ひます。事情がどういふ事情か、政府委員から御答弁申し上げます。

○山形政府委員 福島第二発電所につきましては、いまお話のとおり四月三十日に許可されておるわけでございますが、この許可以前に準備工事として進入道路、構内工事用の道路の建設、工事用水の取水設備の一部建設、用地内の土の捨て場の一部伐採などが行なわれたことは事実でございます。この進入道路の建設や用地の造成につきましては、一応形式論といたしましては設置許可等とは法律上無関係で、事前にこれをやるのは企業として一つの法律違反ではないと思ひます。この点若干会社側としても反省の必要があるのではないか、地元ともう少し調整をすべきではないか、こう考えるわけでございます。

○上坂委員 地元と調整をするというのは一体どういう意味なのか私にはさっぱりわからないのですが、進入道路とか、いろいろな工事の準備のために土地を買収をして、そして問題が起きないようにならなければならないのかどうか、その辺はどうも私はつかめないのですが、とにかくこういふ既成事実というものをどんどんつくっていったらいいということについては、通産省はこれを取り締まることも何もできない。しかも、そうした経費というものは全部私たちの電気料金、電力料金等にかぶさってくるのではないかとこのように思ひます。赤字赤字なんといつてこのように思ひます。赤字赤字を出して行くのは、これは赤字になるのがあたりまえだと思ひます。それで、たとえば原子力発電所の設置が不許可になった場合には、これは遊休施設になってしまつて、何にするかわからないけれども、しかし、そうした遊休施設

設になるとそれだけ電力資本の、会社側の経費というものがそこへ出てくるわけなんです。それでまだ赤字赤字だ、今度は電力料金の値上げをする、こういうようなことにならざるを得ないと思ひます。九電力がみんなやり出したらいへんなことになってしまふのではないかとこのように思ひます。わけです。したがって、私は形式論ではなくて、やはり設置許可をしないうちにこのように間違ったということ自体が、大臣が言われたように間違いないんだから、絶対今後やらないというふうに指導すべきである、こういうふうに思ひます。その点いかがですか。

○中曾根国務大臣 そのように指導したいと思ひます。

○上坂委員 時間がありませんからもう一つだけお伺いをいたしたいと思ひますが、温排水の問題について一言だけお伺いをしておきたいというふうに思ひます。

それはいま温排水の問題が非常に大きくなつてまいりました。この前も北海道の岩内町に行つてきたんですが、ここでは原子力発電所ができたといわゆるお魚がとれなくなつてしまふだろうといふことで、日本のたん白資源を守るのだという形ではどうも原子力発電所のほうから流れる温排水によってワカメであるとかヒジキであるとか、そうした海藻類がうんと育つたり、あるいは沿岸の漁業の魚がうんと繁殖するといふようなことで賛成をする向きがあるわけですが、いまのような状態で六千万キロワットの原子力発電所ができておれば、そこから流れ出す温排水の量というものは、一体これはどのくらいの量になるものか。特に福島県の相模湾の沖合いの問題になります。これは外海だからだいじょうぶなんだというふうに言っているわけですが、千四百万キロワット以上の発電所ができるという計画になっておるわけですが、そうなりま

す、どのくらいの温排水の量というものがここに流れ出すのか。そのところをひとつ教えていただきたいというふうに思ひます。

○井上説明員 お尋ねの温排水の問題でございますが、蒸気タービンを回しました蒸気を冷却するために、多量の海水を使用いたしまして、その結果、あたためられた海水が放出されるということになるわけですが、原子力発電所では、出力十萬キロワット当たり毎秒六立方メートル程度ということになっております。ほぼ発電所の出力に比例する、こういうことでございます。

○上坂委員 福島原発の場合には沸騰水型の発電機であります。これは復水器のバイパス——温排水を出す場合、いろいろのバイパスの中に海生物が附着をする。それを防止するためにいろいろな薬を注入をしてバイパスの腐食防止、それからもう一つは、バイパスの腐食防止のために硫酸第一鉄等を混入してこれを防止する。こういうふうな形になつておるといふふうに聞いているわけでありまして。そこへもつてきて、発電所側で使つたいわゆる放射性物質によつて汚染をされた衣類あるいは器具類をしょつちゅう洗浄をするわけでありまして、その排水や、あるいはそこで働いている人たちが手を洗つたり、顔を洗つたりした水などがまざつて出ていくという形になつておるわけでありまして。その洗つたものの中には、いま言つたように放射線を含んだ物質が入つておるといふところと、もう一つは、いま問題になつておるところの、手を洗つたり、洗たくをするわけでありまして、洗剤であるとか、そういうようなものもやはり混入をして流れていくのではないかとこのように思ひます。非常に大きな被害を潮水や川あるいは海水等に影響を及ぼしているといふような状態の中で、放射性物質と同時にこれらが流れ出していく、こういうことになるとたいへんな影響というものが出てくるのではないかとこのように思ひます。お答えをいたしたい、私の質問を終わりたいというふうに思ひます。

○井上説明員 お尋ねの復水器に使用す次亜塩素酸ソーダでございますが、これは補機冷却水系に使用わけでありますけれども、使用際にはP.M以下ということで、きわめて微量でございます。また本薬品は化学的に分解されやすいというところから放水口付近では検知がでないという程度になっております。したがって、私どものほうの環境審査の顧問の先生方の御意見によりまして、前面海域のプラント等に対して影響を与えらることはほとんどないだろうというふうに考えられております。

それから洗たく排水の問題でございますが、洗たく排水につきましても、放水口におきまして許容レベルにあるかどうか、それから洗剤の問題でございますとか、それから放射性のものにつきましても、これは当然のことでございますが、十分許容範囲以下にあるということは放出口で確認してから出す、かような措置をとっておる次第でございます。

○上坂委員 時間でありましてから私はこれで質問を終わりますが、法案の内容についてもなお質問したいことがたくさんあるわけであります。きょうはこれとどめたいというふうに思います。

○演習委員長 荒木宏君。

○荒木委員 政府にお尋ねしますが、今回の法案の提出にあたりまして、電源開発が十分順調に行なわれていないというふうなことが趣旨説明でも指摘をされておりますが、現在の開発が順調に行なわれていない、つまりそのことについて障害があるという御指摘なんですけれども、電源開発にあつたての紛争の件数ですね、これは一体、現在どのような状態になっているか。このことを初めに伺いたいと思います。裁判になつていて、そういう状態にまでなつておる件数と、訴訟にまでなつてないけれども、いろいろ反対の運動があつてなかなか順調にいかない、こういうようなものの件数、概況ですね、初めに簡単に報告いただきたい。

○山形政府委員 電源開発に關係いたします訴訟

の件数は、昭和四十七年十月に提訴されました、いわゆる北海道の伊達火力の第一次建設禁止請求訴訟が初めてでございますが、その後四十八年に四地点、四十九年に一地点、合計六地点に對しまして訴訟が提起されておるわけでございます。

おもな提訴理由は、火力、原子力ともに大気汚染、温排水問題、放射性汚染等による住民及び漁業民に對します権利侵害というものが訴訟の理由に相なつておるわけでございます。

○荒木委員 訴訟外はどうですか。

○山形政府委員 いわゆる訴訟外のことにつきましては、具体的な件数としては私のほうでいまつかんでおりませんけれども、いまの訴訟になつておる数等との比較におきましては数が相当多いのではないかと考えるわけでございます。

○荒木委員 裁判にまでなつたというのはよくせきのことでありまして、皆さんのほうでは、電源開発をすみやかに同意を得て進めたいとおっしゃつておるわけですから、どの辺のところにもその原因があるのか。現状は、むしろ裁判以外の点にも十分留意をして調査をなさるべきだと思います。この点は、まだ十分把握していないというお話ですが、けれども、早急に調査をして明らかにする必要があると思われませんか。

○山形政府委員 いわゆる現実の紛争は非常に数が多いと思うわけでございますが、問題は、電源の立地にあたりまして公害防止及び安全の確保というものが最大の問題であることは当然でございます。この場合に、各地元というものが、いろいろな実態が各地によつて違ひますので、その地元との実質的な調和をはかりまことがきわめて重要であらうと思うわけでございます。

こういう意味におきまして、電源立地に際しまして紛争訴訟が各地で見られておりますことは非常に遺憾なことでございます。電力会社は、国民に電氣を供給するという重要な責務を持つておる企業でございますので、電力会社といたしましては、極力住民の理解を得るよう、そして実質的な意味で双方の合意がなされますよう、われわれと

いたしましても努力いたしたいと思ひます。なお、紛争の実態等につきましても、できる限りの調査を進めたいと思ひますが、大きな方向といたしましては、そういうことであらうと考えるわけでございます。

○荒木委員 先ほども提訴の理由についていろいろ伺いましたが、公害の問題、環境破壊の問題、こういうことが特に強調されておるわけでありまうけれども、こういったいわゆる紛争電源地点といひますか、あるいは予定地点といひますか、この周辺における大気汚染による被害の状況、これはどういふふうになつておるんですか。

○山形政府委員 大気汚染の問題が非常に大きな問題であらうかと思ひますが、大気汚染の態様の把握とこの監視体制につきましましては、大気汚染防止法に基づきまして各都道府県知事が大気汚染監視網というものをつくつておるわけでございまして、これは相互に連絡をとりながら一つのシステムとしても進めておるわけでございしますが、現実にはほとんどの工業地帯、発電所周辺につきまして、この監視網がつくられておるわけでございまして、各地ごとに定められます排出基準の設定等に必要なるデータを提供することを大きな目的といたしまして、いま全般的な実効を期する方向で進んでおるわけでございます。

それから、発電所周辺を含みます工業地帯の大気汚染物質の代表的な硫酸酸化物につきまして申し上げますと、燃料としての重油の使用量が非常にふえておりますが、これは四十一年及び四十二年度をピークにいたしまして、年々減少の傾向を示しておるわけでございまして、これは排出規制の強化もさることながら、重油の低硫酸化の促進、それから煙突を高くする高煙化の促進、排煙脱硫の実施の促進等の成果の結果だと思ひうわけでございまして。

なお、窒素酸化物につきましては、四十五年度からのデータによりますと、各年度の平均値の単純平均値でございますが、各年とも四十五年以降おおむね同じ平均値を持つておりまして、これは

頭打ちの傾向でございます。硫酸酸化物は低下をいたしておりませんけれども、少なくともこれが悪化の方向に向かつてないということが確認されておるわけでございます。

以上のように、発電所周辺の環境汚染状況につきましては、悪化しているとは言いがたく、若干改善の方向に向かつておるということがいえるかと思ひうわけでございます。

○荒木委員 そういふことを伺つたんじゃないのですよ。監視の体制でありますとか、あるいは汚染状況を伺つたのじゃなくて、被害の状況はどうですかというのを聞いておるわけなんです。実態を確認することが必要だ、そういうふうにとめたというところは先ほど長官おっしゃつたとおりです。被害はどうですかということなんです。

○山形政府委員 硫酸酸化物を例にとりますと、発電所周辺のSO<sub>2</sub>の濃度といひますか、年々非常に減少いたしておりまして、全産業平均で重油段階で一・五%ぐらいであるものが発電所周辺においては〇・八という、ほぼ半分の数値を示しておるわけでございまして、特に大量の発生源でもございまして、発電所につきましてはより一層その環境基準の厳守をはかつていきたいと思ひうるわけであります。

○荒木委員 どうもよくわかりにならぬようです。人の健康というものはそんなに念頭にはないんでしょいか。私は、汚染状況を伺つたのではなくて、被害はどうですか、病人は出ておりませんか、こういうことを伺つておるわけなんです。もちろん疾病の発生とその電源との因果關係の問題はあります。複合汚染が言われておるのですから、それはそれであとで伺うとして、まず実態として病人はどのくらい出ておりますか、こう伺つておるわけでありまして。ひとつはつきりお答えをいただきます。

○石田説明員 お答え申し上げます。私は直接の担当者ではございませんので申しわけございせんが、私が存じておる範囲内におきまして御説明いたします。

岬町の健康被害問題につきましては、大阪府の実施いたしました住民健康調査につきまして、現在環境庁の中で検討中でございます。

○荒木委員 通産省に伺いますが、ことしの三月六日の予算委員会でも、この被害の状況を調べていただきたい、調査をいたします、調査したら報告をしてください、報告をさせていただきます。

○岸田政府委員 先回御質問ございましたとき私から御答弁申し上げましたが、ただしその際には、健康被害については環境庁のほうで御調べをいただくというふうな理解になっておったと思います。

○荒木委員 しかし、環境庁も何も言っていないよ。皆さん方の所管はどうなっているか知りませんが、要するに政府としては何も返事をしていないということなんです。どっちに責任があるのですか。

○石田説明員 お答え申し上げます。非常に検討がはかばかしくおこなうことは申しあげないわけでございますけれども、先ほど申しあげたように現在庁内の部局で検討中でございますので、この結果が出た段階におきまして御報告いたしたい、こう考えております。

○荒木委員 しかし、その間にも電源開発は進めようとしておられるわけでしょう。いつごろ返事がいただけるのですか。そしてそれは、一般の基準に照らしていまわかっておるデータでは被害の程度が高いのかどうか、それに対してどういう対策を講じられるのか、これは政府としてひとつ責任のある答弁をいただきたい。前に約束をされてすっぽかされているのですから、口だけで幾ら約束されたって、実行してもらわなければ何にもならない。どういうふうな法案をどういうふうにおつくりになって、どんなに提案をなさろうと、病

人が出ておって、そしてそれがほかよりもひどくて、電源地点ではたいへんな問題になって裁判にまでなっているというふうなことだと、それに對する対策を誠意をもってやっていたらだかいないと、これは法案の審査にも影響するのじゃないかと。ひとつ誠実に、前にお約束いただいたことをいつ、どういう形でやられるか、それに対する対策はどうか、評価はいかがなっておりますか、この点をどなたでもおつけようですから、責任を持って答弁をいただきたい。

○岸田政府委員 私、正確には記憶いたしておりませんが、発電予定地点において既汚染の状況はどうであるか、また設置をされた場合に予想される汚染の状況はどうであるか、これを調査し検討した結果を御報告するというのを申し上げておりました。なお、温排水についても調査をし、同様に扱いたいと思っております。

大阪府におきまして多奈川の公害対策について種々御検討になられた結果を御報告いたしまして、私もいまま調査の最終的な取りまとめをいたしております。これらにつきましては、ほどなく御報告に上がれると思っております。

○荒木委員 せっかく答弁をいただいたわけですから、もう一度誠実に履行されることを期待しまして、成り行きを見たいと思っております。

ところで、その肝心の電力企業のほうですけれども、こういった紛争が起こっている事態に對して、誠実に対処しておるかどうかという点はいかがでしようか。

○岸田政府委員 発電所の建設を進めます上において、地元との理解と協力が必要であるということとは当然のことでございます。従来とかく電力会社はその面をなさる傾向があったことを反省しつつ、最近には特にその辺に意を用いるように私も指導をいたしておりますところでございます。

○荒木委員 ところが、現に訴訟が起こっている事例、たとえば関西電力の岬の問題について例を

申しますと、すでに裁判が起こされて、ずいぶん被害を受けておる。病人も出ています。損害賠償の請求もある。それに対して関西電力のほうでは、その事実を知らないか答えているのです。因果関係のあるなしはともかくとして、事実があるかどうかは調べればすぐわかるでしょう、病人が出てくるかいけないか。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕それを、全く調査もしないで知らないという答弁は誠意のある態度といえますか。これはどういふふうに政府としてはごらんになりますか。

○岸田政府委員 周辺地域における健康被害については環境庁のほうでいろいろお調べになっておられるようでございますが、まだ確実なる調査が整っておりません。関西電力も十分把握しておられないようでございます。ただ本件、すでに訴訟の問題にかかわってまいっておりますので、その推移等も頭を置きながら今後見守ってまいりたいと思っております。

○荒木委員 そのわかつたようなわからぬような返事はひとつおやめいただきたい。被害が起こったと言っておるのですよ。調べればわかるでしょう。それについて、なるほど事実はある、そういう返しはほかの原因もあるでしょう、そういう返事もあってもいいかもしれません。しかし、もう十数年も前からそこで発電事業をやっておって、地元では前々から、これで病人が出る、汚染濃度も高くなつた、有症率もうんと上がっている、こういういっているのかかわらず、病人が出てくる事実を知らないというのには誠意のある態度と思えるか、こう聞いていますのですよ。それに対して、これは誠実な態度であるのか、いやこれは不誠実な態度であるのか、そういう意見すら言えないのですか、政府は。いまこれほど電源の開発を進めたいというところで法案まで提案されておるながら、当の電力企業の態度についてコメントすらできないようなことでは、一体どうして指導ができるのですか。事実関係ははっきりしておるのです。経過もうんと長いのです。問題になってきていることについて

て、電力企業の態度について、政府はどう思ふか、ひとつはつきり答えていただきたい。

○石田説明員 たびたび同じことを申し上げて申しわけございませんけれども、ただいまその健康被害調査の中身の検討をやっておりますので、その結果が出次第御報告をいたしたい、こう考えております。

○荒木委員 そういうことを聞いているのじゃないのですよ。政府のほうの調査はいま検討中だ。前に返事をするとおっしゃったけれども、その後何の音さたもなく、次にようやく委員会が質問をして、検討中だというのは、私は不誠実だと思ひます。しかし、部長がすみやかに回答すると言われたから、それは成り行きを見ましよう、こう言っているのです。企業の態度はどうですか、こう聞いているのですよ。被害が起こっているにもかかわらず、そんなものは知らないと言っている企業の態度について、どうごらんになっておるのか。

○岸田政府委員 被害の事実の有無自体は環境庁のお調べに待たなければなりません。いまの御発言のように、それは電力会社の関知したことではないというふうな態度でかりに免れたとすれば、適当なことではないと思ひます。

○荒木委員 御見解を伺いましたので、それじゃ事実を調べて指導されませんか。そういうことでも是正をされれば、地元の了解というのをしきりに言っておられるその問題を解決していくほんのささやかな一歩になります。事実関係をまだよく御存じないようですけれども、この点は事実を調べて、私が指摘したようなことがあれば十分指導をしていただきたいと思います。どうですか。

○岸田政府委員 私ども健康の問題について判断をする能力がございませんが、環境庁ともよく打ち合わせをいたしまして、事実の把握につとめたいと思ひます。

○荒木委員 どうも一々質問しなければならぬのは不便だと思うのですが、事実の把握をした上で指導するかどうかを聞いているのです。行政の対応を伺っているのですから、事実をつかんだ上で

つかみきりですか。事実をつかんで、そのとおりだとすれば指導しますかと、こう聞いているのです。

○岸田政府委員 事実をつかみまして上でしかるべき指導をいたします。

○荒木委員 いま岬のことを伺ったのですけれども、紛争は、訴訟になっておるだけで六件あるといひます。単に大阪だけの問題ではありません。調査をして報告をしていただく、事態を把握して指導をする、これは他の電源紛争の事案についても同じことだと思ひますが、それらすべてについてあらためて約束をしていただかすね。前に一べん約束してゐるのですけれども履行されないうし、聞けば岬のことだけおっしゃる。そうじゃないのです。全国のことを問題にしているのです。全部調べて報告をして、的確な指導をする、間違ひありません。

○岸田政府委員 繰り返しのお答えで恐縮でございますが、私も健康の問題については知識が乏しゅうございます。環境庁ともよく連絡をとりながら措置をいたしたいと思ひます。

○荒木委員 まあ被害問題、健康問題は汚染の問題から起こってくるわけですが、汚染の状況については通産省として調査をして報告をする、こういう約束をいただいたのですが、いまだに全く報告をもらっておりません。これはどういふわけですか。

○岸田政府委員 いま御指摘の点が先ほどの私の答弁と結びつくわけでございますが、私も従来いろいろ勉強してまいりました結果をいま最終的に取りまとめつつあるところでございますが、御指摘のような点について近く御報告ができるだらうという考え方でございます。

○荒木委員 まあいろいろお忙しいことはわかりませんが、しかし、こういう法案を提案されるその前に、予算委員会の問題提起をしておるわけですから、皆さんは調査して報告するという約束を国会でしておるわけですよ。答弁はあまりなおざりに考えていただきたくないのです。法案の審議に入

る前に、いま検討中である、大体いつごろ報告ができるか、電話でも言えるのじゃありませんか。

大臣、前にお尋ねしましたときに、大臣は担当の人が約束したことは実行させるといふふうにおっしゃったのですけれども、お聞きのような状態です。ひとつこのたびは責任を持ってすみやかに回答するということを責任者としてどうお考えになつてゐるか、お約束いただけるかどうか、はっきりおっしゃつてください。

○中曾根閣内大臣 調査ができ次第、すみやかに御報告いたします。

○荒木委員 前と同じような答弁をいただいたわけですから、これももう一度様子を見させていただきますか、調査結果をいま取りまとめ中で、勉強中だといふふうにおっしゃつたのですけれども、たとえば光化学スモッグについて申しますと、これは発生原因についてはどういふふうにかんでおられるか、その勉強の経過をひとつ聞かしてくだされう。

○伊藤説明員 現在の火力発電所では重油、石油系燃料が主体でございますが、こういった場合には出口濃度で大体百八十PPM程度のものが出てまいります。これが環境に影響いたしますときは、煙突の拡散効果等もございまして、大体〇・〇〇数PPMオーダーになるわけでございますが、光化学スモッグそのものにつきましては、固定発生源のほかに自動車等の移動発生源がございまして、その点につきましては、それらがどの程度に寄与するかというところが非常に問題になるわけでございます。私も発電所立地の審査にありましては、固定発生源、すなわち発電用のボイラーから出ます濃度につきましては環境に大体何分の一、一けた下がつたオーダーでございますが、そういったものが発電所立地によって増加いたしますと十分環境基準が達成できる、そういうことをめどにいたしまして環境の問題の審査を行なつてゐるわけでございます。

○荒木委員 移動発生源の問題ともからんで寄与率はいろいろ議論されておりますが、それに對する有効な対策としては現在どういふことを指導しておられるのでしょうか。また、その指導の結果、汚染解消の方向としてはどういふふうな進行状況にあるか、この点をお聞かせください。

○伊藤説明員 NO<sub>x</sub>の対策につきましては、現在燃焼の方法の調整をするといひますが、燃焼技術の改善によつて行なつております。これはまずさしあつて排出基準を十分下回る、そういう観点から行なつておりました。技術的には二段燃焼、排ガス混合、そういった方法によつて行なつております。原理的には、要するに低温でゆっくり燃焼することになりまして、それからさらに燃料中の窒素分を減らす、いわゆる燃料Nといつておりますが、そういったものを減らす方法が考えられます。そのための有効な方法としては、石油燃料をLNG等、そういった軽質の燃料にすることが一つの有効な手段と考えております。

それからさらに今後の長期的な対策をいたしましては、排煙中のNO<sub>x</sub>を脱離する、そういう方法を考へておりました。これを積極的に進めるように電力業界を現在指導しておるところでございます。

○荒木委員 SO<sub>2</sub>のほうについてはどういふ対策をとつておられますか。またあわせて、汚染を解消していくための今後の方針というものを示していただきたい。

○岸田政府委員 硫酸酸化物の減少をはかるためには、いろいろの方策を組み合わせて実施することが必要であらうと思ひます。一つの要素としては、硫黄分の少ない燃料を確保するといふこと、他の方策をいたしましては排煙脱硫、さらに重油脱硫、こういった脱硫施設の活用といったことが中心課題にならうと思ひます。

○荒木委員 いま低硫黄燃料の確保というお話がありましたが、実際にそのとおりやられておるかどうか、ひとつお尋ねをしたいと思うので

す。たとえば関西電力の場合、四十八年六月に「関西電力の現況」といふパンフが出されました。ここで四十七年実績は、サルファ〇・二%以下の燃料は全燃料の中の何%くらい使つたといふことになつておりますか。――質問を改めます。

四十七年度は関西電力はサルファ〇・二%以下の燃料は全燃料のうちの何%使いましたか。

○岸田政府委員 いま確実な資料を手元に持ち合せておりません。これはいろいろ調査した結果、実態が明らかになるのではないかと思つております。

○荒木委員 確実でなくても、おおよそどのくらいですか。

○岸田政府委員 正確な数字でなくて恐縮でございますが、私どもの勘としまして五割余りくらいではないかと思ひます。

○荒木委員 そうしますと、先ほど伺つた四十八年六月の「関西電力の現況」といふところでは、〇・二%以下は全燃料のうちの何%くらいだと表示されてゐますか。

○岸田政府委員 いま見ましたら五・一%というふうな報告をされております。

○荒木委員 大體部長の言われるので五・〇%、関西電力の文書によれば五・一%、四十七年度の比率ですね。今度の申請にあつた文書が出されておりましたが、四十九年四月に出された「最近の石油情勢と当社の電力料金」、ここでは四十七年の当該実績は何%になつてゐますか。

○岸田政府委員 御指摘の資料だらうと思ひますが、これを見ますと七・四%という数字が入つております。

○荒木委員 四十七年度の実績というものは過去の事実ですね。すでに確定をした過去の事実である四十七年度実績、これが昨年の申請のときには五・一%、本年申請のときには、同じ年度の同じ対象が七・四%、昨年の五・一%というのは間違いありませんか。

○小野説明員 いまの先生御指摘の四十八年六月の資料によれば五・一%、それから四十九年四月の

資料によれば七四%というのの違いでございますが、ただいま関西電力のほうにその違いにつきまして聞いておきたいところがございますが……

○荒木委員 それを聞いてないんです。去年のは間違いないかと聞いているんです。聞いたことに答えてください。

○小野説明員 実際に関西でどういう油を使っていたかという点については……

○荒木委員 そうじゃない。去年の報告が間違いないかどうか聞いています。

○小野説明員 それについては、ただいまちょっと資料を持っておりませんので、正しいかどうかについては、調べないとはっきりまだわかりません。

○荒木委員 同じ年度の同じ事実について、あるときには五二%とい、またあるときには七四%とい。いまの答弁によりますと、五二%が絶対に正しいのかどうか資料がないからわからない、こういう話ですね。

それじゃ今回答出した七四%、これは絶対間違いないか。

○岸田政府委員 この数字が正しいかどうかという点につきましては、一つは、申請書と照合してみなければなりませんし、また、おそらくは申請書では総括的な資料しかとらえられておりませんので、実際の油の中身に入って検討してみないと正確であるかどうかという点についてのお答えがしにくいと思います。

○荒木委員 つまりこういうことですね。いま伺った皆さんの答弁では、同じ年度の同じ対象について二つの違った数字がある。五二%も七四%も正しいとは言えない、七四%も検討してみないと正しいかどうか言えない、こういうことを伺ったのですが、去年は〇・二%以下の超低硫黄燃料が全燃料のうち何%を占めているか、去年の値上げ申請のときには、これは調査をしましたか。調査をしたかどうかというのを言ってください。

○岸田政府委員 いま御指摘の点、私も二つ比べてみた限りでは、非常にいぶかしい感じがいた

します。私もこの点につきましては、去年の資料も振り返りながら事実を明らかにしてみたいと思います。

○荒木委員 そんなことを聞いてはおらぬのですよ。去年皆さん方は、値上げ申請があったときに調査をしたのでしょうか。調査をせずに値上げをふらふらと認めたのじゃないと思うのです。だから、去年のときに五二%と聞いている、この点は調査したかしないかと、これを聞いています。

○岸田政府委員 燃料の内容については別途調査をいたしております。

○荒木委員 去年は去年で調査をした、ことしも出かけていろいろ調査をしましたね。ことしもこの点の調査をやりましたか、四十七年度分についても。

○岸田政府委員 正確に申し上げますと、料金の算定につきましては、原価計算期間における油の使用量が適当であるかどうか、これが議論の焦点になるわけでございます。ただし、その適否を見ますためには、やはり従来の状況というものが当然一つの判断の材料になってまいります。その意味におきまして、従来の油の使用状況を当然調べたと思っております。

○荒木委員 そうすると、去年は去年で調べた。ことしはことしで調べた。皆さんは違いに気がついておりましたか。去年も調べた、ことしも調べて、その違いに気がついていかどうかということとをひとつ言ってください。

○岸田政府委員 料金の算定の担当者は、このような概括的に取りまとめられたものではなくて、個々の燃料の種類ごとにこまかい積算の内容を審査をいたしておるわけでございます。その点、いま御指摘の点についてどういう経過があったかというところは、私いま承知をいたしておりませんが、帰りますて聞いてみたいと思っております。

○荒木委員 尋ねていることにはっきりと答えていただきたんですがね、気がついていないかいたかったか、質問はきわめて単純、簡単なんです

よ。気がついていなかったならなかった、気がついていたらなかったと、気がついていなかったかいたったか、どちらも、去年もことしも、調査の終わった段階で気がついていなかったかいたったかということをはっきり言ってください。それを聞いています。

○岸田政府委員 私この席で正確なお答えをする能力がございません。帰りますてさっそく調べてみたいと思います。

○荒木委員 あなたはしかし公益事業部の責任者でしよう。去年の調査はもう済んでおるんでしよう。済んで一年以上たつておるんですよ。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

ことしの調査もすでに終わって、いま査定段階で、新聞の報道によれば、日にちはいろいろありますが、近いのではないかといわれている。あなた責任があるんじゃないんですか。じゃ責任者であるあなたがそのことを知っていたのかいかなかったか、部長、どうですか。

○岸田政府委員 いまお示しの資料は、会社がいわば広報用に作成した資料でございますが、私どもは申請書及びそれに関連する明細書によりまして審査をするわけでございます。油の問題は、先年大きな問題になっておりましたし、今年も特に大きな問題でございまして、従来の傾向をつかむために当然入念に審査をいたしておるわけでございます。この辺は担当官においても意を用いておるものと信じております。

○荒木委員 いや、そういうあなたが信じているかいないかというように聞いているんじゃないんです。あなた自身が知っていたかどうか、このことを聞いています。

○岸田政府委員 私自身は知っておりませんでし

た。

○荒木委員 重要な事項で、あなたに報告もなしにあなたの部下の人がかかってにきめちゃう、あるいはつかんだ事実を握りつぶす、こういうことは部内の処理の上でありますか。

○岸田政府委員 そのようなことはございませ

ん。

○荒木委員 そうだとしますと、いまだもってあなたに報告がないし、あなた自身が知らないというのなら、これは通産省としてはつかないという、こういうふうな推論をすることができると思

うのです。同じ年度の同じ事項について違った数字がある、どちらもいま直ちに正確だとは言えない、こういうことですね。ところで、いまPR用の文書とこう言われたんですけれども、消費者や国民に対して、値上げを申請した企業が会社の名前を入れて発行する文書は偽りがあってもいいと思

いますか。

○岸田政府委員 当然消費者に対して正確な知識を与えるよう配慮すべきものだと思います。

○荒木委員 だとしますと、この点については調査をもう一度やるべきではありませんか。低硫黄燃料が全燃料の中で占める比率が一体幾らか、国民に対して、消費者に対して明らかに違ったことを言っている。この点はいま一度調査をやるべきじゃありませんか。

○岸田政府委員 先ほど申しましたように、ただいま料金の改定につきまして審査を行なっております中でございまして、油の問題につきましては、従来の実績自体がふらふらしておるというふうなことは、はなはだ適当でございせん。私どもも申請書の内容に入りまして、よくその辺のところチェックしてみたいと思います。

○荒木委員 申請書の内容についてチェックしてみたい。皆さんいままでチェックしてきたんでし

ょう。去年もチェックをしたんでし。もしもチェックをしたんでし。チェックをしておかつわかつたことをまた同じことをや

ってわかつたか。当該の企業について、なぜ同じ年度の同じ事項についてこんな違った数字になるのか、この点の調査をもう一ぺんやるべきじゃありませんか。やるかやらないか、はっきり言

ってください。国民に対して違った数字を言っているその企業に対して、それをそのままにして皆さんは結論を出してもいいと思っているのかどうか。





ど申し上げた方式でございます。いわばそれに関連して起こった問題でございますが、私どもとしては、二種類の資料を用意をし、消費者に誤解を招くというところは、この問題と切り離しても大きな問題である、こう考えて調査を約束した次第でございます。

○荒木委員 切り離しても大きな問題である、しかし、切り離さないでしよう。あなたは関連している、こうおっしゃった。切り離しても問題なら、このこと自体も問題なんですよ。切り離した場合には問題ですか。そんなことはあり得ないのです。事態をすなおにありのままに見れば、いまこの事態に、二つの違ったことを平気で言っている。一体どうなっているのかというのを調べて、そしてその疑惑を解明する、調査の方法は、先ほどあなたも一つの方法としておっしゃったとおりです。これはすぐやりませんか。

○岸田政府委員 調査はさっそく着手いたします。

○荒木委員 そこで先ほどの質問に戻りますけれども、どのくらいの日数がかかりますか。

○岸田政府委員 いま即座にお答えができません。帰りまして、調査の方法等も打ち合わせた上でお答えさせていただきます。

○荒木委員 およそでけっこうですよ。もう何年もやっておられるし、何方所もやっておられるのだから、大体の見当はつくはずですよ。大体の日数としてどのくらいかかりますか。

○岸田政府委員 重ねて恐縮でございますが、どうも即答いたしかねます。

○荒木委員 あなた、しろうとじゃないんでしょ。調査の責任者で、そしてこの問題については、いま一番重要な問題のはずです。当該事業にも決して初めて行ったのじゃないのです。ついでこの間もチームを組んで行かれたばかりだから。油の受け入れの帳面をずっと洗うのどのくらいかかるか、見当もつきませんか。大体どのくらいかかるのです。

○岸田政府委員 責任者として評価をしていただ

いて恐縮でございますが、ただ調査の方法なり期間なりについては、私のほうにおまかせをいただきたいと思っております。

○荒木委員 いままできちりいつておればおまかせしますよ。去年調べてわからない、ことし調べてまたわからない。それで何らの保証もめどもなしに、おまかせくださいといつたって、これは常識的に無理でしょう。大体の日数、こういう方法、しっかりやります。だからおまかせください、これなら話はわからぬことはないですよ。あなたのこれにより、方法も帰って相談をする、いままで何回もやっておきながら、日数も見当がつかない、おまかせくださいでは、ちとそれは通りませんよ。大体どのくらいの日数がかかるのです。

○岸田政府委員 率直に申し上げますが、先ほどお示しいただきました二つの種類の資料が一体いかなる根拠で作成されたのか、この辺の考え方がわからなければもうたちどころに解決できる問題かもしれません。そうでなくて、やはり相当こまかく調べなければならぬかも知れません。この辺は、やはりけさほど問題を御指摘になりましたばかりでございます。即座にそこまで答えを出せと仰せられまして、私もとしては多少むずかしい面があることを御理解いただきたいと思っております。

○荒木委員 こういう、何%入っているかというようなことは、もういかようにでも表現できるものなんです。つまり五〇%入っていますとか、七〇%入っているとか、結論は何通りでも出るのでしょうか。私はそういうものじゃないと思うのですがね。事実一つですから。だから、そのことについてあなたは調査するとおっしゃった、調査については十分検討するとおっしゃったわけですから、その調査した結果を責任をもって報告をしますか。

○岸田政府委員 報告させていただきます。

○荒木委員 もう一つだけ伺っておきますが、この低硫黄燃料というのは、その比率が違えば燃料費も違ってくる性質のものでしょうか、あるいはその

の比率が違っても燃料費としては全く同じものですか。

○岸田政府委員 個々の油のカロリットル当たり単価ということではなくて、燃料費全体というところとさせていただきます。S分が違えば当然違ってくるという関係にあるかと思っております。

○荒木委員 そうしますと、報告のときに、そのことが燃料費の計算にどういうふうに影響したか、このこともあわせて報告をしていただきたいと思います。

○岸田政府委員 御指摘の点も先ほどの内容の明らかならばという御趣旨であるとすれば、私どもは査定が完了するまではお答えを出しにくい立場でございます。ただ、御指摘のような関係で、従来の単価の見方についても少し正確を期するというところであれば、十分調査をいたします。

○荒木委員 いま指摘した問題について責任をもつて回答をする、それから報告の中に、燃料費にどういふ影響があるかということも含めて回答をする、そういうふうに向いました。

○岸田政府委員 先ほど申しましたように、将来の電力料をいかにきめるかという意味での査定の問題でございます。いわばこれからの単価及び数量をいかにきめるかということが要素でございます。それについて単価の面で適正であったかどうかという点がいわば査定の参考資料として生きてくる、こういう関係にあるのでございまして、いまの点は多少混同されておられるのではないかと気がいたします。

○荒木委員 そうすると、あなたは、それはどっちへころんでも、四十七年の単価が何ぼであらうと、そんなことはおかまいなしに査定するのだ、そういうことですね。そういうことですか、ほん

とくに。いままでの経過も誠実に見て、そしてそれが見ても間違いないようにして、納得できるようにして今度の査定と、こうなるのじゃないですか。参考にした四十七年実績がどんなに違つておろうと、国民にどんなふうに出ておろうと、単価がどう違おうと、通産省の方針はそんなことにおかまいなしにきめるんだ、こう言うのですか。

○岸田政府委員 原価算定期間における単価は、いわば特定の油種につきまして特定のS分を取り上げ、それについて単価が適正であるかどうかという点が問題になるわけでございまして。この単価につきましては、従来の傾向というのはいくつかの参考資料でございます。従来の傾向自体につきましても、特に昨年のような場合には、一月以降、じりじり油が上がつてまいりまして、秋以降急激に上がり、さらに今年に入って飛躍的に油が上がつた、こういった過去の実績と、それから将来に關するいろいろのファクター、これをどう見るかというような点が査定の要素になるという関係でございます。

○荒木委員 しかし、だんだんと皆さんのおっしゃっていることのほんとうの意味、腹の中がわかってくるような気がしますが、ここでもこの法案を出して、そして電源開発を進めたいと言っている。環境問題が非常に大きな問題になっているから、何とかして解決をしよう、こういうことで法案を出して審議ということになっていく。そのためにはいまの硫黄含有量を減らしていく、低硫黄重油を使っていくんだということが対策の大きな柱だということもおっしゃったでしょう。そう言った。現に三年後にはいまの硫黄分を何分の一にする、あるいは何年度に比べて何分の一になりましたか、これが公害対策の眼目になっているじゃないですか。傾向を問題にしているんじゃないんですよ。四十七年の実績がどうか、こう言っているのです。それに比べて硫黄分を何ぼに減らしていく、そこを対比して何分の一にしていく、そのことが同時にだんだんとこれは単価がアップするから燃料費が上がるんだ、こうなつて

いるんじゃないやありませんか。単なる傾向ではなくて、一番直近の実績がはつきり出ているその数字が、皆さん自身も奇妙だと言っている。説明もできず、これから調べると言っている。それをそのままにして、それはもうどっちでもいいんだ、結論は結論で出すのです、こう言い切れるのか、こう聞いているのです。いまの通産省のやり方は、これほど公害が問題になっておいても、そのことについては何のおかまいもなしに、消費者に全く違った数字を出しておいても、納得のいくような検討もせず結論を出すのか、こう聞いているのです。

○岸田政府委員 私どもは、これからの電力事業を安定的に発展させるために、公害対策の重要性を十分心得ておるつもりでございます。それにつきまして、各社ごとに使用する燃料のS分を長期的にどうするかというにつきまして検討も、心づもりも持っております。私どもは今回の査定にあたりまして、電力会社が燃料を使用いたしますときには、たとえば重油S分一・六%のものとして、一%のものをどういう比率でまぜて総合の目標、燃料のS分を達成するかということとをチェックしながら積み上げていくわけでございまして、これらにつきまして、将来の公害対策ということとは十分頭に入れておるつもりでございます。

○荒木委員 考慮に入れるということは検討するということでしょう。これを査定にあたって検討するかせぬか聞いているのです。イエスカノーかはつきり言ってください。ほかの回りくどい答弁でございまして、誠に答へたらどうですか。査定にあたって検討するのしないのか、イエスカノーかと言ってください。

○岸田政府委員 将来の硫黄分については検討いたします。

○荒木委員 それでは四十七年実績は検討せぬというんですか。

○岸田政府委員 もちろん検討の中に加えております。

○荒木委員 料金査定にあたって、四十七年度実績の正否を検討する、こういうふうな答弁がありましたから、この点はこれでおきます。

大臣、いまの点は確認させていただいてよろしゅうございませう。

○中曾根閣下大臣 岸田部長が申したとおりであります。

○荒木委員 時間がだいぶ参りましたので、あとも最後の質問をさせていただきたいと思っております。

簡単に御尋ねしますけれども、大阪府と関西電力の間で公害防止協定が結ばれました。御承知のとおりだと思っております。この問題について、夏場に電力ピークになって光化学スモッグが起った、防止協定に基づいて、あるいは排出規制とか操業率規制とかいうことを府のほうから企業側に要請をした。企業はもう電力の供給義務がある、こういうふうなことが起こった場合に、通産省としてはどういう行政措置がとりになれるか、このことをひとつ伺っておきたいと思っております。

○山形政府委員 電気事業法の第十八条によりまして、いわゆる供給義務というものが電気事業者にはあるわけでございます。しかしながら、正当な理由がある場合には、その供給義務がはずされ、という法律上の規定に相なっております。いま、この正当な理由といたしましては、保安上の危険がある場合、それから天災事故の場合等が入っているわけでございます。別途、大気汚染防止法の二十三条によりまして、光化学スモッグのときに県知事から使用制限命令が出された場合には、電気事業者はこれに従う義務があるという規定があるわけでございます。したが、いま、この限りにおきましては、光化学スモッグの知事からの通告がありましたときに、供給をストップするのが当然だと思っております。

同じ大気汚染防止法の二十三条の第一項の規定におきましては、若干ゆるい形の規定に相なっております。電氣事業者その他光化学スモッグ発生者に対する協力義務が規定されておるわけでございます。この場合におきましては、その時点における協力要請というものをどうつかまえるのか、光化学スモッグの被害の防止と、それから電力の供給不足から出る、たとえば一番ひどい場合は停電でございまして、そういうような混乱の防止とこの法域間の調整をはかるということが必要になると思っております。いづれにしても、知事の要請に応じまして、電気事業者ができる限り協力をいたしまして、光化学スモッグの発生というものを、そのまた被害を防止するという観点で、いわゆるピークカットの問題、特約の問題、休日の振りかえ等、その辺で協力をするの筋であらうと考えるわけであります。

○荒木委員 最後に御尋ねしますが、いまの質問は、そのいただいた御答弁をお尋ねしたのじゃないかと、大気汚染防止法の二十三条の問題じゃないんです。その要件ではなくて、防止協定で個別に操業率規制とかあるいは排出規制をきめておる、そういう場合に知事のほうから要請があった。一方、電力事業者には供給義務がある。そのときに、たとえば知事が通産省に対して要請権を使つて法律に基づいて要請をした、そういう場合に、電気事業法の二十七条の使用規制というふうなことが行政措置としてとれるかどうか。それからまた、二十九条の四項あるいは三十二条の広域運営における供給命令という措置がとれるかどうか。このことをお聞きしたわけです。

○小野説明員 いまの都道府県知事と公害防止協定を結びました際に、その公害防止協定に基づきまして操業のダウン等の命令が出ましたときには、供給予備率等があります場合には、当然それに従いまして供給のほうは発電の出力を落とすということをすべきだろと思っております。ただし、もうフル操業に近い状態でございます。その要請に従う場合には停電といったような事態になるかどうかといったような場合のことが御質問の趣旨かというふうに思いますが、その際に、電気事業法の二十七条に基づきまして使用命令をかけるというふうなことは、法律的にはいささか疑義があるらうかというふうに思っています。理由として

は、法律の二十七条の規制のほうは罰則がかかるわけでございまして。そういうふうなことで国の強制権に基づいてやるわけでございまして。一方、知事と電力会社との公害防止協定といふものは、これは法律上にはいろいろな性格論があるようにございまして、一応契約でございまして、非常にむずかしいかというふうに思っています。ただし、知事の要請があつてもそれじゃ従えないというのでは非常に問題だというふうなまた別途思いますが、昨年等におきましては、私どものほうでは行政指導によりまして電気事業者の需要のほうを押さえて、両立するような形の措置をとつたわけでございまして。

○荒木委員 答弁漏れがもう一点あります。二十九条の四項と三十二条。

○小野説明員 ただいまの二十九条及び三十二条の供給命令でございますが、いまちょっと至急でございますので、調べましたのでございまして、これはいま先生が言われましたような公害防止協定に基づきまして出力抑制を要請されたような事態にはあまり関係ないように見受けられます。

○荒木委員 以上で質問を終わります。調査の件の回答、それから先ほどの関電の査定にあつた燃料の調査、これをひとつ誠実にやられることを申し添えて質問を終わります。

○濱野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 今回の法案が提出される理由、ですから法律案の内容と申しますか、そういうところで、現在いろいろ原子力発電の施設、または火力発電の施設、水力発電の施設、このようなものの設置が困難となっている現状をかんがみると、こういうことであります。なぜそのような施設の設置が困難となつておるか、このことをまず長官からお答え願いたい。

○山形政府委員 電源開発の進行状態が非常に悪いわけでございまして、四十八年度は電調審の想定に対しまして四四%でございます。四十七年度はわずか三%であつたわけでございまして、そ

の原因は大きく、いまして二つと思うわけでございます。一つは、当然のことでございますが、公害問題及び安全性の問題につきまして地元との調整がなかなかうまくいかないという点が大きな一つでございます。それからもう一つは、発電所の建設もだんだん奥地に移行する傾向がございます。特にそういう観点から見まして発電所の周辺の地域及び住民の方々が、利益の還元が非常に少ない、電気はみんなほかの地域に持っていかれてしまふのだというふうな意味で、何か非常に心理的な意味も含めまして、バランス論上、もう少し自分たちにメリットが与えられてもいいんじゃないかという、いわゆる福祉向上の観点からの不満感が非常に高まっておるわけでございます。これは一つだけの理由ということではございませんで、この二つは両方からみ合っておりまして、いろいろな開発が進んでおらない原因というのは、この二つの要因のからんだ複雑な形に相なっておりますと私は考えておるわけでございます。

○松尾委員 いまお答えがあったのは、いろいろ問題がある、それは二つの要因である。一つは安全性の問題であり、他方は環境破壊、公害の問題である、こういうことであります。これは問題点です。そうしますと、今回の法案というものがこの問題点を基本的に説明するかどうかという疑問であります。そのような問題点と法律の目的というものがはたして一致しておるかどうか、この点について私は非常に疑義を持つものであります。

さらに電力の安定供給、これは全日本の国民に対する問題でありますし、公害も日本全体の問題であるし、安全性の問題は単に周辺地域の問題に限るものでもない。これは広く国民全体としてその影響を受け、そしてその結果があらわれてくるという点からいって、単に周辺地域の整備というふうな問題で片づくものであらうかどうか、こういう疑問を大臣、私は抱くわけです。それと同時に、やはりいろいろのそのような問題がございますから、あえてこれは私が先に申すわけであります。

ますが、電源開発の基本法、むしろそのようなものをきつと制定をされまして、この問題点としていま指摘された分、さらには電力消費の規制の問題、これは石油の輸入等にも関連してまいります。そういう点から申しまして、やはりこの基本法のなものをつくつておいて問題点の解明の中でその除去をはかる、さらに省電力という一つの方向を堅持する、さらに周辺地域の問題を解決する、このようなものが理想的なほんとうの法案じゃないかと思うのであります。いかがですか、大臣。

○中曾根国務大臣 確かに先生がおっしゃいますように、電源開発の遅滞というものは、一つは安全性に対する不安、もう一つは公害問題等がございますが、もう一つはやはり住民に魅力がないというところがございます。あるいはダム建設をするにしても、住民は転居を命ぜられて、しかも電気料金が安くなるかといえれば別に安くなるわけではなく、あるいは火力にしてもばい煙の問題その他が付近の住民には出てくる。そういう点を考える、そういう協力しているにかかわらずほかの都市の住民と同じような待遇を受けておる、やはりベネフィットを与えなければ電源開発は促進しない。そういう意味からも、今回はこういう法律をつくりまして、いままでおそくなつておつたと思われるぐらゐの住民に対するベネフィットの還元という点についてバランスを回復しよう、こういう意図も実はあるわけでございます。しかし、おっしゃいますように、日本の電力政策というものの一つは一つの基本的思想を持って体系の根本を立て、整然と行なうというものは、これは一つの御見識でございまして、私もそれは研究させていただきたいと思つて、ただ、いまわれわれのほうはエネルギー調査会に日本のエネルギーをどうすべきかという総合エネルギーの諮問をしておりまして、それらの結果を見ましていろいろ検討を加えていきたいと思つております。

○松尾委員 総合的な大きな見地から日本の総合エネルギー政策、そういうものの一環としての電力問題、そういうことを今後は検討課題にするというお答えであります。どうもそれで周辺地域の人々の利益がない、公害は受けておる、そういうところで行き悩んでおるから解決する、そういう端的なあり方自体が、たとえ促進税を取る、それを交付税その他で分けるという、あめ法案みたいな感じがだか抱かれる。そして基本的な安全性の問題とかそういう問題は別問題である、別のほうでやっているとしようなことでありまして、公害も、それは別の法律がありまして、そういうところでやりますけれども、現実には電力会社はどうかといえ、そのような問題にはほかおかぶりました。やるべきことをやらないのが現状でありますから、やはりそういう方向づけをきちつとすると、国民の納得するこの電源開発というものをやるというのがあるればわれわれも非常に納得するわけであります。われわれが納得するのは国民の皆さまもなるほどそうか、そこまで政府がやるのかということになるわけでありまして、が、どういふようでありませうけれども、そういう考え方は速急に私は固めていかなくちゃいけない、単に検討課題くらいではいけないと思つたのです。もう一回大臣、お答え願いたい。

○中曾根国務大臣 原子力の安全性の問題につきましては、原子力委員会以下が本格的に取り組んでいまして、原子力委員会以下が本格的に取り組んでいまして、環境問題については、環境庁からほかの国にないぐらゐのきびしい基準を達せられまして、それらをわれわれは励行するようにいふことはやっております。これはやはり一つの政府のものとのおの分業してやっておりますのであります。われわれとしては、これを有機的に総合的に実施の面におきましては実行しておるのでございます。まあしばらくはこういう形で見守つていきたいと思つております。

○松尾委員 安定供給をはかる、その安定供給という内容でありますけれども、これはあとで電力

の需給の問題で触れたいと思つたのでありますけれども、しよばななこの安定供給をはかる、国民のやはり福祉、そういうものを充実するというような一つの大きなねらいがあるわけであります。安定供給といふまでも、この電力の需給の問題であります。結局そういうところで何が安定供給かという問題ですね、ではどこまでこの発電力をふやして、そしてどこまでいけるのかどうか。むしろわれわれの考え方としては、かつての二一％の伸び率、それから八・八％の今の伸び率が妥当であるというふうな答え、そういう面から見ても、やはりこの電力というものは総需給というものを確定しておいて、そこにはいろいろなことを考えて確定しておいて、石油の輸入を押さえていったように、電力のこの需給供給面というのを見合つた、そしてかくあるべき姿の電力というのに対して安定供給ならわかるわけでありまして。そういう意味の安定供給——ここにある安定供給という内容はいかがなものでしょうか。これは長官でいいですよ。

○山形政府委員 安定供給といふのは非常にむずかしい概念でございますけれども、むしろ日本経済のこれからのあり方というのが前提になると思つてございまして、特にこれをエネルギーの観点でいいますと、望ましいあり方に即応した当然の需要があるわけでございまして、その需要に対して過不足なく安定的にエネルギーが供給される、こういう概念だと思つてございまして、この場合の需要面の一番の問題は、日本経済のいまの体質、非常にエネルギーを使う経済の体質になつておりますので、これを省エネルギー、省資源に切りかえていくべきである。これは通産省が現在産業構造審議会で検討いたす心づもりになつておまして、早ければ六月中旬に一つのたたき台といふものです。スケルトンを出したいというところで省内はいま検討を進めておるわけでございまして、こういう方向で長期的に一つの需要構造、そ

これからその中に占める国民生活の安定という両方の要素を踏まえた需要構造を考えまして、これに対応する供給というものを考えるべきだと思っております。従来電力に即して言いますと、非常に火火力偏重でございますものを、水力とか地熱とかそういうような国産エネルギーの開発を進めるべきである。また、もっと大きく言いますと、サンシャイン計画のような新しいエネルギー源の開発も当然にその対象に相なるのではないかと思います。この辺のエネルギー関係の長期の需給及びこれから石油に即して言いますと、備蓄のあり方等も含めた全エネルギー政策につきましては、これは現在、いま大臣のお話のとおり、総合エネルギー調査会で検討を進めておりまして、これも早ければ六月に中間的な形のものを出したいということのほうからの接近、それから全体の産業構造、需要面からの接近、両方並行して進めておる段階でございます。

○松尾委員 いろいろお答えがありました。結局、現在のこの法文上における、またいろいろ説明されておる資料の中の安定供給という中には、そのような頭はあるけれども、現実には電力に関する限りでも需給の内容は明確でない。四十九年度をいかに見通して、四十九年度の電力はこのような需要でございます、このようにいたします、それに対応してこのように供給いたしますというように明確な、そのようなものがなくての安定供給と書かれておいて、それを確保するために周辺地域の整備をするのだ、こういうことでありますから、どうも納得いかない。ですから、電力はほとんど必要なのだ、過去も非常に伸びたし、今後も伸びるのだ、だから必要なのだというように抽象的な説明では納得できないわけです。このように力を入れた、省資源また省電力はこういうふうにするのだ、またはこの事業転換もこのようにやるのだ、そしてこのように面ですっきりがらばって

いって、このようにわれわれは需給の見通しを立ててやったら納得してくれ、このような意味の安定供給であれば、これはよくわかります。それはいま六月の審議会の答申、それを待っての政府の検討ということで非常に残念に思いますが、基本的なものをつくるべきだ。そういうことを大臣も先ほどお答えのとおりでありますので、ひとつ基本的に問題を総ざらいして、そうしてあるべき電力の姿というものをそこに明確に策定していく、その基本方針を堅持するということは、はつきりといま長官から答えをもらっておきたいと思うのです。

○山形政府委員 ただいまの御趣旨には全く同意でございます。電力に即して申し上げますと、四十九年度につきましては、近く何らかのところで需給をはじきたいと思っております。

ただ、問題でございますのは、いま先生の御指摘のとおり、より長期の一つの需要のあり方等も関係すると思っております。これは先ほど言いましたように、総合エネルギー調査会及び電気事業審議会の需給部会、両方で現在詰めておりまして、これは何らかの成案を近く得たいと思っております。

○松尾委員 では、その点は強く要請いたします。次に移りましょう。

定義の中で、この「政令で定める規模以上のもの」というようにあるわけですが、これはどのくらいの施設を政令で定めようとするのか、これが第一点。

それから、石炭火力発電所の問題であります。この政令で定める規模以下にこの石炭火力発電所はなるのじゃないかという心配について、長官、これはあわせてお答え願いたい。

○山形政府委員 法律の第二条によりまして、政令で定めます規模の問題でございますが、これは政令——まだ出ておりませんが、現時点のわれわれの心づもりでございますが、原則的には三十五キロワット程度ということにしたいと思っております。地熱とか水力といふのは、そ

れぞれ非常に地域に限定的な要素もございます。しかし、それをこまめに開発することも必要でございます。地熱と水力につきましては一万千瓦程度を規模といたしたいと思っております。また、原子力発電につきましては三十五キロワットでございますが、動燃事業団で研究を主にした原子炉を持ち、またこれを今後運営する必要があるわけでございますが、これにつきましては、その事物の性質に即応いたしまして、十五キロワット程度とする方針でございます。なお、沖縄県につきましては、この供給地域が狭いわけでございますので、これにつきましては、いまの全体の原則で当てはめましますと非常におかしなことになりますので、特例を設けたいと思うわけでございます。

それから、石炭火力につきましては、最近時の石炭火力は技術革新的な要素が多くなって、大規模な石炭火力の建設も可能になっております。国土の有効利用という観点、それから経済性の問題等の観点から見ても、これからつくられます石炭火力につきましては、規模といたしましては、先ほど申し上げました三十五万を一応原則的に規模として考えてまいりたいと思っております。

○松尾委員 今後、石炭専焼火力発電所等が建設されるわけですが、これは新しい技術の開発、三十五万キロワット以上の発電施設になるであらう、こういう見込みですか。かりにこれが三十五万キロワット以下であるとすれば、この政令で定められた規模以下になる。そうすると、法律で盛り込まれたいろいろの整備計画、そういうものが一切そこには適用されないということになります。これは大きな問題を起こすわけでありまして、これは大きな問題を起こすわけでありまして、三十五万キロワット石炭専焼火力についてはどうか、今後設置される石炭専焼火力はすべて三十五万キロワット以上のものであるかどうか。そういうものがここに明確にありまないと、なかなか納得したい政令の内容になるわけでありまして、いかがですか。

○山形政府委員 石炭火力につきましては、ただいま答弁いたしましたように、大体三十五万というものが経済性及び技術上の可能性もあるわけでございます。もちろんまだ政令が成案を得ているわけではございませんので、石炭という国産資源を活用するためのこれは専焼火力でございますし、地域のそれぞれの実態もあらうかと思っております。一応政令をつくらますに際しまして、その辺も、先生の御趣旨も加味しまして関係省庁間で具体的に検討したいと思っております。

○松尾委員 その点はいろいろの問題がありながら地元ではそういう方向に進もうとしている。そしてせっかくあなたの方で考えたそのような地域の人たちに對するこのような整備計画等がでないということになると、これは大きな問題を起こしまして行き詰まるおそれがある。だから念のためにはこれは申しておくわけでありまして、ひとつ落ちこぼれないようにきちっとこれは処理するように念を押しておきます。

それから、先ほど一言言いました電力需給の見通しと決定の問題であります。これはどこで基本計画みたいなものを立てて、そしてどういふところでそういうものが決定されていくか。通産省としましては、どのようにそのような問題についてタッチしておるか、最終的な電力需給の決定について通産省はどのくらい責任がそこに明確になっているか、この点を聞きたい。これは長官でいいです。

○山形政府委員 電力の需給につきましては、いわゆる電源の地点を設定いたしますときの政府の審議機構でございます電源開発調整審議会、ここが一応長期の計画をきましまして、それに基づいて電源地帯がきまるわけでございます。したがって、正式には電調審の数字によつてこれがきまるわけでございますが、電調審の数字の根拠と言いますと、いわゆる政府の経済見通し及び長期基本計画等が参考になるわけでございます。しかしながら、現実のたとえ四十九年度等の期近の問題につきましては、その長期の考え方と別途



に、いろいろと変動もございまして、通産省のほうで各種のデータ等を参考にいたしまして電気事業審議会の需給部会等にはかりまして短期の四十九年度等につきましてはまたつくる。長期、短期それぞれ違いますがございすけれども、どちらかといいますと、長期的なものは政府全体でやりまして、単年度のものは通産省が責任を持ってこれを実施的にきめていく、こういうのがいまの動きでございす。

○松尾委員 次に、電力の年間の伸び率の問題ですが、家庭電力、電灯ですね。業務用、産業用、この三つに大きく分けてまして、最近におけるこの伸び率と四十九年の見通し、あとこのような見通しによる三つのグループにおける電力の消費量というものは大体どのようなか、以上諸点を明らかにしてもらいたい。

○山形政府委員 九電力会社関係の合計でその伸び率を申し上げます。

これは全体といたしましてそう違わないものでございまして、九電力会社関係で申し上げますと、全体の電力、電灯合計の伸び率は四十七年度が一〇・三、四十八年度は若干推定が入りますが一〇・六、四十九年度のこれは想定でございすが、五・一でございす。それから電灯だけについて申し上げますと、四十七年度が一・七、四十八年度が一・〇、四十九年度が一・八でございす。それから業務用、これは小口でございすが、四十七年度が二・三、四十八年度が一・四、四十九年度が一・二・七でございす。大口電力について触れますと、四十七年度が七・四、四十八年度が八・九、四十九年度はわずかに二・二というふうな数字がわれわれのほうの試算で出ておるわけでございます。

○松尾委員 昭和四十年以後をながめてみますと、電力の需要というものは年々大体一二％をこす伸び率、今回この政府の策定、四十七年から五十三年の想定というものは年率八・八％、このように示されておるわけでありす。そうするとこの八・八％という根拠、それと重油の需要という

ものがそれとどのくらい伸びてくるかという関連はいかがですか。

○山形政府委員 いま先生のお示しの年率八・八の伸び率といふのは、政府側はまだ最終決定いたしておりませんので、いまお示しの数字は、日本電力調査委員会という民間の団体が昭和四十八年十月一日現在で取りまとめたものでございす。これから五十三年までが電力需要が八・八というの少し高過ぎるのじゃないかという意見も当然にあるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、政府内部におきましても、長期基本計画の策定、改定作業も進んでおりまして、全体のこれから日本経済の持っていく方、成長率のあり方等からこれは当然に検討されるべきだと思われまして、先ほど言いましたように、電力の需給につきましても、別途いま作業中でございす。

これとの即応におきまします石油の問題でございすが、したがって非常にむずかしい問題であるわけでございますが、最近時の石油の原油の輸入はわりあい順調に推移いたしておるわけでございます。しかしながら、長期の原油輸入がどういふ動きになるのか、産油国の動きがどういふ動きをするのか、この辺につきましても非常に不確定な要素が多いわけでございます。なおOPEC、OPECのほうの動きも、この六月を境に非常に流動的な動きを示しておりますので、その辺の要因も踏まえまして長期的な石油の原油のあり方、これとの関係における経済全体のあり方、電力需給のあり方、この辺は全体的な観点で政府内部全体として検討を進めるべき事項であらうかと思われまして、先ほど言いましたように、電力の需給につきましても、別途いま作業中でございす。

○松尾委員 これは大臣聞いてもらいたいのでありますけれども、七〇年代の経済運営というものは、成長追求型から成長活用型へと、産業構造も、たびたび申し上げますとおり、資源多消費型の重化学工業中心を切りかえていく。ところが最近、鉄鋼だとか自動車だとかカラーテレビだとか、そういう重化学工業関係の輸出が急増してい

るわけでありす。産構審の答申もやがて出る。そういうところでいろいろの作業を進められるわけでありまして、他方そのような産構審の答申を待つて検討を大臣は約束されておるわけでありす。そういう面と、現在の重化学工業中心の輸出の急増というもので、輸出は伸びた方がいい、外貨もだいぶん心配だから、国際収支も心配だから伸びた方がいいというふうなところと、そういうところがあるおりに付されていくのじゃないかという心配を抱くわけでありす。このような基本問題を大臣も検討を約束されておるわけでありす。それから、産構審の答申に早急に対処するというお答えが出るかどうか。それと、いま輸出の急増しておるこれらの重化学工業型というものをどういふふうにかえていこうか、大臣のお考えを聞いておきたい。

○中曾根国務大臣 省資源、省エネルギー型に日本の産業構造を転換させるのがわれわれの方向でございすが、そういう方向に非常に急いでやりました。最近の石油の暴騰というものは国際収支に相当重い負担をかけております。そのほか国際的には食糧の値段が非常に上がりつつあります。将来もそういう可能性がございす。食糧、飼料それからいまの燃料等を考えますと、いかに省資源、省エネルギーを達成しても急激に達成はできないわけでございますから、やはりその分だけを輸出によって得なければバランスがとれません。だからある限度はやむを得ないと私は思っております。その中において次第次第に省資源、省エネルギーのほうに構造変換をしていきながらバランスシートを合わせていく、そういうふうにしていきたいと思っております。

○松尾委員 公害対策の問題でありますけれども、これは事電力会社に関する限り、どうも私は進捗していないと思ひます。あらためて聞くわけでありすが、電力会社の公害防止施設の設置計画、それと現状、そのズレですね、そういうところがあると思うのですが、いろいろな計画がある、現状はこうだ、ですから、それをどうするか

ということをとめて長官からお答え願いたい。

○山形政府委員 電力におきまします公害問題といたしましては、大きく分けてこれが三つに分かれます。大きく分けて、大気汚染、温排水問題、それから騒音問題、この三つだと思われまして、先ほど言いましたように、大気汚染問題につきましては、低硫黄原油の確保、LNGの採用、ナフサなまだの採用、排煙脱硫の設置等が進んでおりまして、これは排煙脱硫で若干テンポがございすような感じもございすけれども、ほかの点では相当進んでおるわけでございます。現時点におきましての低硫黄化率というものは全産業平均の半分ぐらいの低さに電力会社系統は保持されておるわけで、この点で、この施策は相当進んでおるのではないかと、思います。なお一そう排煙脱硫の推進等をはかっています。それと、大気汚染の一つとしてNO<sub>x</sub>対策にとりましては二段燃焼法、それから排ガス混合法等の燃焼技術の改善によりまして大気汚染防止法に定めます排出基準を下回ることが十分可能でございす。いまこれとの関連におきまして脱硝技術の研究開発も進めておるわけでございますが、この辺につきましても排出基準を十分下回ることが可能であらうと私は考えておるわけでございます。

それから温排水問題につきましては、深層取水等の方策を積極的に採用いたしましてこれに対処いたしますよう、電気事業法の許可に際しまして強力に指導、監督をしておるところでございす。水質汚濁防止法による排出基準がもし設定されますれば、これに見合うように電気事業法の技術基準を設定して規制する方向でいま考えておるわけでございます。

それから騒音問題につきましては、機器の配置、消音器等の防止装置の取り付け、それから騒音を出さないような設計を採用する等、これも強力に行政指導を行なっておりますわけでございます。電力会社におきまします公害対策につきましては

ましてこの六月ぐらいまでには、いまの調子でいくと五十七日ぐらいまでは回復しそうです。少なくとも六十日ぐらいまでは備蓄を早く持ちたい。その備蓄を持ったならば日本の経済的なポジションは安定いたします。そういう考えに立つて二千四百万キロリッターぐらいの輸入は、当然認めておこう、しかしその備蓄ができた場合につきましては、今後は、総需要カットとの関係もあつてそれほど全部使われておりませんから、われわれはきつあこれを輸入割りで制にするという考えはございませぬけれども、行政指導等によりまして、や

○中曾根国務大臣 先生のおっしゃる方向は望ましいと思います。われわれは総合エネルギー調査会の答申を待ちまして、そういう趣旨に沿って研究を加えてみたいと思います。

○松尾委員 次は、原子力関係に対する質問を續けていくわけがあります。これはいまこでお客様願うと時間をとるという心配もありますので、原子力発電所における過去における事故の発生件数、それから事故の内容、こういうものを一覽表にしましてお示し願いたい。これは委員長に要求いたしますが、そのような指示をしていただきたい。

政府は最近天然ウランの価格を大幅に引き上げ、わが国といたしましては、基本的にこれら産出国との共存共栄といいますが、そういう立場を堅持いたしまして、政府といたしまして、各国との積極的な外交を展開しまして長期の安定確保をはかってまいりたいと思ふわけであります。

○松尾委員 次に、このウランの経済的に採掘可能な数量はどのくらいあるかという問題です。

それから石油価格の上昇等やがて経済的に問題発可能なウランも範圍が広まってくると思うので

す。  
なお、現在動燃事業団で建設しております新形  
転換炉の場合は約三％といわれておるわけでござ  
います。が、反面、いま御指摘の高速増殖炉とい  
うのが完全に実用化したしますと、これは核物質の  
八〇％が利用できるということで、利用率では圧  
倒的な違いがあるわけでございます。  
○松尾委員　この高温ガス炉のほうになりま  
す。と、この熱効率関係等はいかになりますか。  
○井上説明員　高温ガス炉になりますと、お尋  
ねの熱効率は軽水炉の三〇～四〇％に対して約四〇

%に上がると思っています。ウランの使用効率という点でございしますが、これにつきましてもかなり高濃縮のウランを使いますが、アメリカで開発されております高温ガス炉におきましては、トリウムという元素の中に一緒に入れまして、トリウムからできますウランの二三三というものがまた新しい燃料として使えるということ、燃料の使用効率はかなり向上するものと考えられます。

○松尾委員 先ほどのお答えの中で、このウランについても資源ナショナルリズムの動きがある、こういうことでありましたが、このウランの濃縮工場をつくって付加価値を大いに高めて輸出しよう、こういう考えも産出国にあるわけですね。それで、いまのところ、原子炉の燃料として使えるほど大規模にまた組織的に濃縮ウランの供給ができるのはアメリカだけでありまして、そのようにいわれておるが、これははたしてどうかということですね。

それから、この原子力発電というものが日本の計画も膨大になされておる。世界でも次々とそのような計画というものが実現しますと、この供給力というものが今度は減少して、アメリカの供給能力でも追いつかないというような事態がやがてくるんじゃないか、私はこのように思うのでありますけれども、いかがですか。

○山形政府委員 濃縮ウランの問題につきましても、いまお話しのとおり、現時点ではアメリカがほとんど全部をあれしておるわけでございますが、別途フランス、豪州、カナダ等におきましても、濃縮ウランの動きが進んでおるわけでございます。わが国におきましても、動燃事業団が遠心分離法の開発を行なっておりまして、四十九年度にはこれが運転されるという段階に入っておりますのでございます。いずれにしましても、わが国の必要とされる濃縮ウランにつきましても、一九八二年ぐらいまでの開発テンポにつきましても、大体長期契約ができておるわけでございますが、それ以上の年次のものにつきましては、これは御指摘のとおり、世界全体の需給の問題でございします。

で、これは一国の問題でなく国際協力的な動きも含めまして、先進国といわず産出国といわず全体で、国際共同のもとで濃縮ウラン工場の合理的な建設をはかっていくのがこれからの方向ではないかと考えるわけでございます。

○松尾委員 結局日本がウランの原鉱を手に入れたとしても濃縮することができない。これは委託加工するわけですね。現在は主としてアメリカで委託加工をしておると思うのですが、日本にそのような技術もなければ設備もない。そしてウランは何年分ぐらいか確保しておるといわれておる施設の問題というものがほとんどないという一つの現実ですね。それからこの原子力発電というものが、ほとんど日本もまた外国もというふうな中で、どんどんと日本もまた外国もというふうな給力もない。やがてまたアメリカも手上げで、要するに長期契約しておるといいますけれども、やがてそういうものをほかに越えた、日本または外国の原子力発電というものになつてくるおそれがある。こういうことを考えてみますと、原子力発電といいますが、やはり石油と同じくこの材料の限界、それからそういうものの加工輸入の現状、やはり将来は原料の入手難に日本が突き当たっていくんじゃないか、このように予測されるわけでありまして、ですから、安易にこの原子力発電というものを速急にどんどんと開発していくこと自体私はここに慎重な考え方を持って——そして現実をながめながら、やがてこの軽水炉にかわるいろいろな炉型もできてまいりますし、今度はどういう方向の原子炉を日本が導入しようとするか、日本としてはどのようなふうなことでこの原子力発電というものを確立しようとするのか、そういう点は長官いかがですか。理想的な姿、それから原料に対する不安の解消の問題、そういうものも、やはりそういうことを考えまさんと、やみくもにつくつてもやがて私は大きな問題に突き当たるであらう、こう思うのです。そういう問題は大臣、いかがですか。

○中曾根国務大臣 これは何といつても国際協調、国際協力のシステムをうまくつくり上げるといふことだろうと思ひます。

石油の問題でわれわれは非常に苦い経験をしたしまして、将来ウランについてそれが起こらないとは限りません。もともとOPECのような存在とウランの産出地はちよつと違います。カナダとかオーストラリアとかアメリカとか、そういう国々が主でございしますから違ひますけれども、しかしやはり大なり小なり持てるものと持たざるものとの差というものはあります。したがって大事なこととは、非常に長期的、安定的な供給を受けられるような相互依存の関係をにつくり上げていく、それが大事だろうと思ひます。テークバックで、はなれてギブという関係を一面において経済的に歯車のような関係をにつくり上げていく、そういうことが安全ではないかと思ひます。そういう面について、それらの国々が要望しておる日本の技術なり、あるいは資本力なりというものを動かして共存共栄の実をあげるような経済交流の仕組みをつくり上げて、そしてそれから脱却することはお互いに損である、そういうふうな仕組みをつくり上げるといふことを考えたらいふではないかと前から実は考えておったところでございします。

○松尾委員 ウランの原鉱自体にも百万トンそこそこの限界がある、こういうことでありまして、やがてそういうものはだんだんとなくなつていくわけでありまして、ですから、安全性の問題もあるし、また、そのような将来の原料の入手の問題もありまして、これはやはり慎重にやつていかなければいけないということを強く私は申し述べておきたいと思ひます。

それから、もう時間もだいぶたちましたので要点に入りますけれども、この発電用の原子炉の国産はここ数年間軌道に乗り始めたというわけでありまして、いづれもこれはアメリカの技術導入じゃないかと思ひますのでありまして、原子力が発電に力を入れられるわりにはこういう面が非常に

に弱い、そしておかれておる。こういうものをがっちり——発電する発電する、そういう施設をつくるという前に、基礎的ないろいろの問題をやはり日本としては開発し、対応できる力がないと、全部外国にたよって、そしてアメリカの力にたよる。それも今度アメリカが供給力がなくなつたらもうこないとか、いろいろの問題が起こるわけでありまして、そういう点の現状はいかがですか。簡単に。

○井上説明員 軽水炉の国産化につきましても、御指摘のように一号機につきましても、海外メーカーが主契約者になりましてかなり国産化率も低いという状況であります。二号炉以降につきましても国内メーカーが主契約者になり、国内メーカーが建設するというところでやっております。国産化率を具体的に申し上げますと、たとえば福島一号炉につきましてもは五〇%でございますが、二号炉につきましてもは九〇%に上昇しております。またPWR型の八十万キロワット級の一号炉、高浜一号というのがございますが、これにつきましてもは六二%でございますが、二号炉は八九%というふうには上昇しております。

今後原子力発電所の建設がさらに進むに伴ひまして国産化率はなお上昇していくものというふうな期待しております。

○松尾委員 いろいろ押し問答したいのでありますが、時間の都合でやめましよう。一番大事なことは、これは大臣にもよく聞いておつてもらいたいと思ひますのでありますが、この原子炉から取り出された使用済み燃料の再処理の問題であります。大量の放射性の廃棄物を出すものでありまして、複雑な工程がございします。わが国では、これはまだまだそのような使用済み燃料の再処理というものはほとんどなされていなく、こういう問題があるわけですね。原子力発電所をつくる、そこには必ずいろいろなその使用済み燃料の再処理が出てくる、廃棄物の処理の問題が出てくる、そこには放射能という、そういうものが一ぱいある。こういうことから考えますると、

やはりまずこういうところをがっちり問題を取り上げて固めて、そして日本の力を、これでもうだいじょうぶだというそういうものをちゃんと見計らった上で原子力発電等に取り組んでいくべきである、このように思うわけでありますが、私がいま申し上げましたような面における日本の現状、今後の計画、そういうものをはっきりしておきたいと思いますが、次長いかがですか。

○生田政府委員 使用済み燃料の再処理につきましては、ただいまは海外に依存しておりますが、動燃事業団の再処理工場がことしから試運転、明年から本格運転に入ります。それで本格運転に入りましたあとは国内の工場によります再処理が可能でございます。ただ、動燃事業団の再処理工場では能力が不足でございますので、それに続くいわゆる第二再処理工場を建設することが必要でございます。それにつきましては、民間が主体で建設する計画を立てまして、ただいま推進中でございます。

それから、放射性廃棄物の処理、処分につきましては、原子力発電所から出てまいります固体廃棄物は現在発電所の中にためておりますけれども、今後、量もふえてまいりますことでもございますので、その最終的な処理、処分の方法、それから処理、処分の施設の建設など含めまして、それを担当いたします新しい機関を設立する計画でございます。四十九年度予算で若干の調査費をいただいておりますので、それをもとにしまして今後具体的な計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

○松尾委員 大臣、いまお答えのとおり、この使用済み燃料の再処理、これも日本ではできない、やっとなんか〇・七トンの小型の工場を来年から動かそう、こういう点であります。これがどのくらい使用済み燃料の再処理、こういうものは日本ではできない。現在どうしていますか。イギリスなんか持っているとお願ひしてやっております。こういうことであります。そういうことではしょうがない。やはりこういうものこそ、原

子力発電をしつかりやりますという以上は、そこから出てくるこの使用済み燃料の再処理と、それからいろいろな廃棄物、これは放射性が非常に強い、そういう問題もきちっと日本の力でできるようになつていくべきであらう。

この燃料の問題、有限性の問題、やがて日本の突き当たる問題、それから原子炉自体に対する日本の技術の問題、それからそのような廃棄物の問題、それから使用済み燃料の再処理の問題、こういう問題を片づけながら、そしてどうしても必要だというならば、現在最も安全性が強く、熱効率の高い、そういう方向はどういうものか、そういうことを総合的に大臣からお答え願つて、そして安全性の問題等についてもいろいろ伺いたしたかったのですが、きょうは時間の問題で、それは別の機会があればそれに譲りたい。

以上の諸点について、大臣、明確にお答え願いたい。

○中曾根国務大臣 いろいろ問題がありますが、いまわれわれがやはり一番考えなければならぬものは、再処理の問題と、廃棄物処理の問題であると思っております。ほかのほうはわりあいに進んで外国に追いついておりますが、いまの二つの点はおくれております。

それで、廃棄物処理の問題は、いま御答弁申し上げましたように、研究所や、あるいは発電所にドラムかん等に入れて積んであるわけですが、これをできるだけ早く処理することをやります。と、発電が進むにつれて膨大な量になつてまいります。いずれそれらは国際条約、国際関係等も考へて、海中投棄であるとか、そういうような永久処分しなければならぬということ、その基本計画をもはや確立しなければならぬ段階であると思っております。

それから再処理の問題は、実はこの法案をお願ひしたのもそういう背景が一つありまして、茨城の大洗の工学センター、あそこへつづいていくわけですが、でも、茨城県議会、茨城県知事は、この周辺整備法を成立させる、これができなければ

許さぬ、あるいはもう一つは、水戸の射爆場を返せ、それができなければ許さぬ、そういうような話がありまして、その二つとも努力して、水戸の射爆場の返還はようやくできたわけなんです。いまこの法案を御審議願ひしまして、茨城県もそれで非常に待っております。そういうことも実はあるわけなのであります。そういうようなことで、再処理の問題はおくれておりますけれども、これはいまおっしゃったようにイギリスへ持つていってやっております。これを国でやれる力は十分でございます。したがって、いまやっておりますのできつあるものを拡充して、国内で処理するといふ体系を燃料のリサイクルもうまく考えながらやらなければいかぬ、そういうふうに考えておるわけでございます。

○松尾委員 以上で質問を終わります。

○濱野委員長 次回は、明後十七日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十二分散会

商工委員會議録第三十号中正誤

段行 誤

二四二 多  
一六 期期

多々 正  
時期

